

第5期魚沼市障害者計画  
第6期魚沼市障害福祉計画  
第2期魚沼市障害児福祉計画

(計画期間 令和3年度～令和5年度)



・関 凌太郎 (絵)

・田野辺 智光 (書)



令和3年3月

魚 沼 市



## はじめに

このたび、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第5期魚沼市障害者計画・第6期魚沼市障害福祉計画・第2期魚沼市障害児福祉計画」を策定いたしました。

令和2年春からのコロナ禍にあって、新しい生活様式への転換が求められているほか、これまでに誰も経験したことのない出来事が続く中、地域経済への影響が懸念されます。加えて、人口減少が進む本市では、働き手の確保が大きな課題となっており、障害の有無にかかわらず、すべての人が持てる能力を発揮し、活躍できる場を地域の中に整備することが、地域共生社会の実現と将来にわたって持続可能な社会を構築する上で重要なことと考えます。

また、本計画において重点事項として掲げている項目に、相談支援の重層化並びに障害児及びその家族に対する支援の充実が挙げられます。生まれ育ったこの魚沼の地で、誰もがが必要な支援を得ることのできる体制を構築することとしております。

今後も本計画の基本理念である「支えあい助けあいがやきながら 安心して暮らせるまち 魚沼」を目指しながら、市民の皆様、関係機関や団体等の皆様とともに障害者、障害児が地域社会で安心して暮らせるための支援や障害福祉サービスの提供に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議、ご検討いただきました「魚沼市障害者計画策定委員」の皆様をはじめ、アンケート調査などで貴重なご意見をいただきました関係団体、市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3（2021）年3月

魚沼市長 内田 幹夫



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 障害福祉サービス.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間 .....	4
5 計画の推進体制.....	4
<b>第2章 魚沼市における障害者の状況</b> .....	<b>7</b>
1 障害者等の状況.....	7
<b>第3章 第5期魚沼市障害者計画（計画の基本的な考え方）</b> .....	<b>15</b>
1 計画の理念と目標.....	15
2 計画の基本理念.....	15
3 重点施策 .....	16
4 計画の基本目標と施策の体系 .....	17
<b>第4章 第5期魚沼市障害者計画（施策の展開）</b> .....	<b>19</b>
■ 基本目標1 安心して地域で暮らせるまちづくり .....	19
1-1 相談支援体制の充実と生活支援 .....	19
1-2 差別解消と権利擁護の推進 .....	23
1-3 地域共生社会の実現.....	25
1-4 防災対策の対応 .....	28
■ 基本目標2 誰もが社会参加できるまちづくり .....	30
2-1 保健・医療・介護との連携強化 .....	30
2-2 雇用・就労支援の推進 .....	31
2-3 ボランティア活動支援 .....	33
■ 基本目標3 自分らしく生活できるまちづくり .....	35
3-1 障害の特性に応じた支援 .....	35
3-2 教育・育成施策の充実 .....	36
3-3 地域福祉の推進 .....	38
3-4 文化・レクリエーション・スポーツ活動支援 .....	39
<b>第5章 第6期魚沼市障害福祉計画</b> .....	<b>41</b>
1 第5期障害福祉計画の数値目標の達成状況.....	41
2 第6期障害福祉計画（令和5（2023）年度に向けた目標値） .....	44

3	第5期障害福祉計画及び第6期障害福祉計画における 障害福祉サービスの利用状況と見込量	50
4	地域生活支援事業の見込量と確保策	71
<b>第6章 第2期魚沼市障害児福祉計画</b>		<b>89</b>
1	第1期障害児福祉計画の数値目標の達成状況	89
2	第2期障害児福祉計画（令和5（2023）年度に向けた目標値）	91
3	第1期障害児福祉計画及び第2期障害児福祉計画における 障害福祉サービスの利用状況と見込量	92
<b>資料編</b>		<b>99</b>
1	策定委員会検討経過	99
2	策定委員会委員名簿	100
3	策定委員会設置要綱	101
4	パブリックコメントの結果	103

## 【表紙絵・書 作家プロフィール】

---

### 田野辺 智光（たのべ ともみつ）

東京学芸大学教育学部書道科卒業  
現在、魚沼市在住 見附市立見附特別支援学校勤務

### 関 凌太郎（せき りょうたろう）

新潟県立小出特別支援学校高等部卒業  
現在、南魚沼市在住 福祉サービス事業所あさひばら勤務

#### 【作品について】

新潟県立小出特別支援学校在学中に田野辺と出会い、墨と筆で絵を描き始める。  
その絵に、田野辺が触発された思い思いの言葉を書き添え、書画作品が生まれる。

---

#### ～ 魚沼市における障害の「害」の字の表記について ～

一般的に「害」の字に対してマイナスイメージを持たれることから、「障害者」の「害」の字をひらがなで「障がい」と表記する動きが自治体や民間企業などでも広がっていますが、この計画においては、字体にこだわらずに障害福祉に関する施策を進めることとして、計画策定委員会等での協議の結果、今までどおり「障害」と表記することで統一しています。

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と目的

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第1条には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的であることが規定されています。

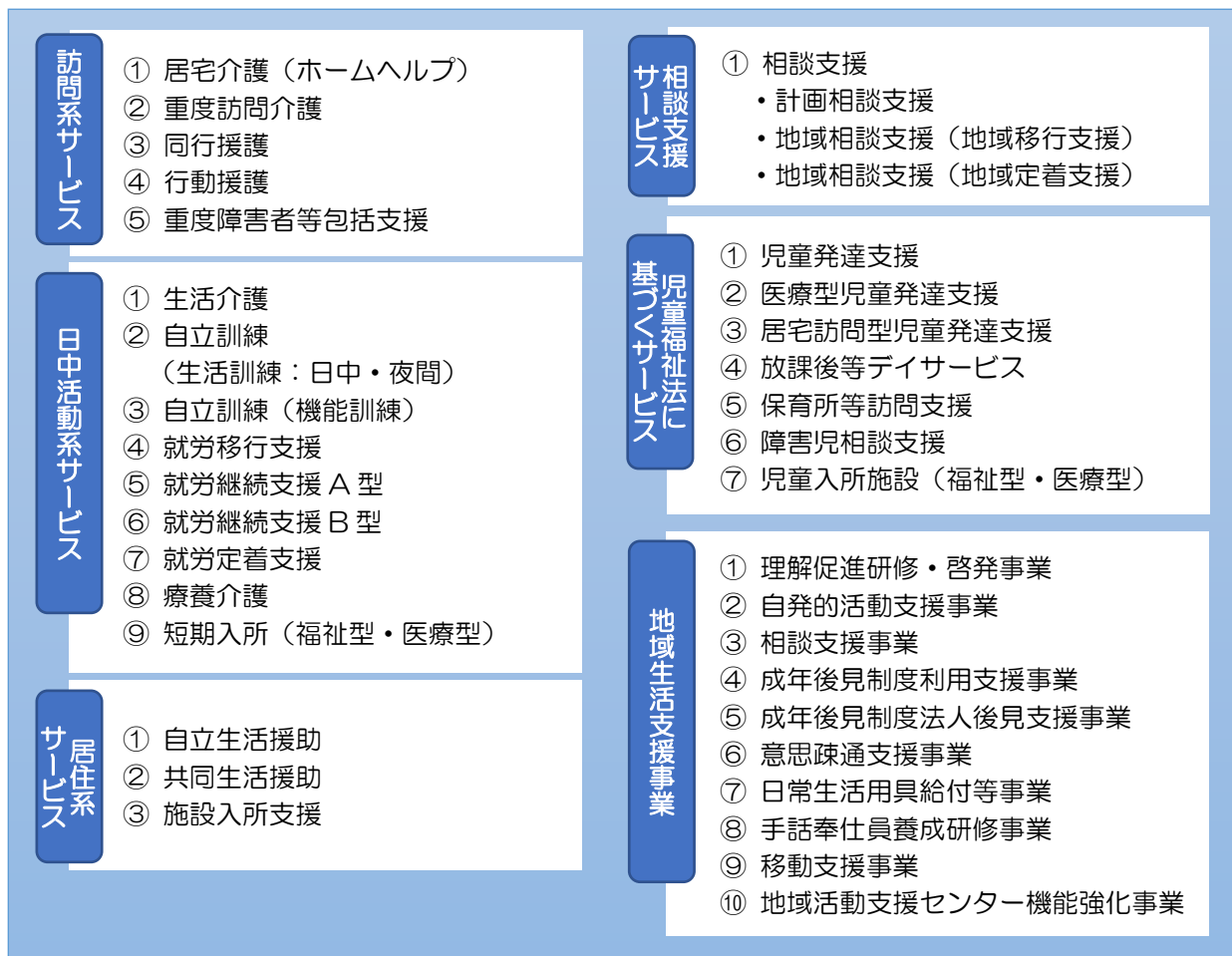
また、平成30年3月に閣議決定された第4次障害者基本計画では、この計画に、障害者基本法の目的の達成とともに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはないという当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会」、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会」及び「障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会」の実現が期待されているとしています。

これらの動向を踏まえ、本市では、障害のある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的に推進するため、「第5期魚沼市障害者計画」、「第6期魚沼市障害福祉計画」及び「第2期魚沼市障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

## 2 障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という）によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

### ■障害者総合支援法および児童福祉法に基づくサービス体系



地域生活支援事業には、上記の①～⑩の必須事業のほか、市町村の実情に応じて実施する、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などの任意事業があります。



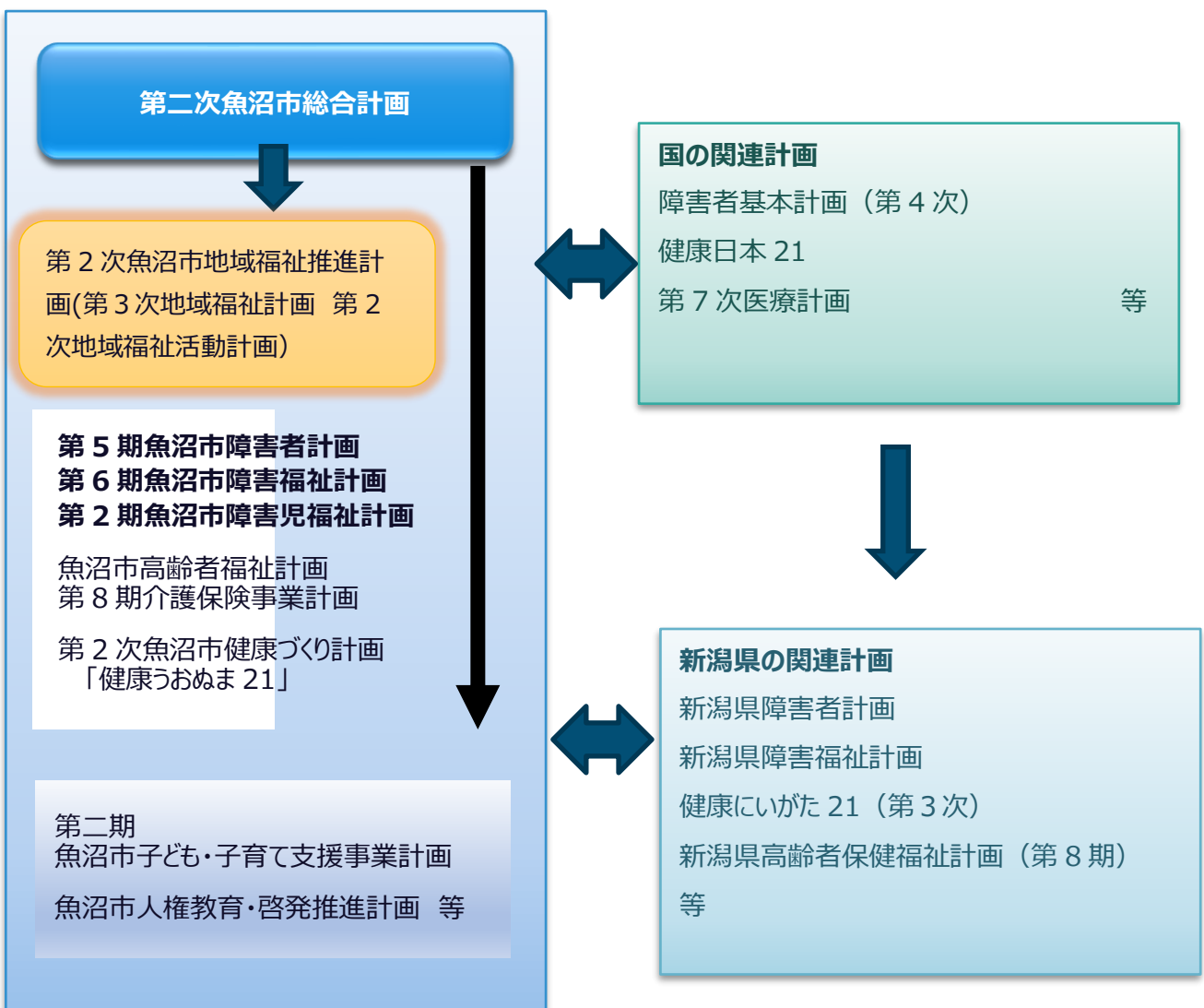
### 3 計画の位置づけ

魚沼市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、国県の計画や市の状況を踏まえ、障害のある人の自立及び社会参加のための支援等の施策を総合的に定める計画です。

魚沼市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項による「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の基本指針等に基づき、障害福祉サービス等の提供体制と円滑な実施について定める計画です。

魚沼市障害児福祉計画は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項による「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、国の基本指針等に基づき、障害児福祉サービス等の提供体制と円滑な実施について定める計画です。

なお、上記の計画は、「第二次魚沼市総合計画」をはじめとした本市の関連計画や国の「障害者基本計画」、新潟県の「障害者計画・障害福祉計画」など他機関の関連計画との整合性を保ち策定するものです。



## 4 計画期間

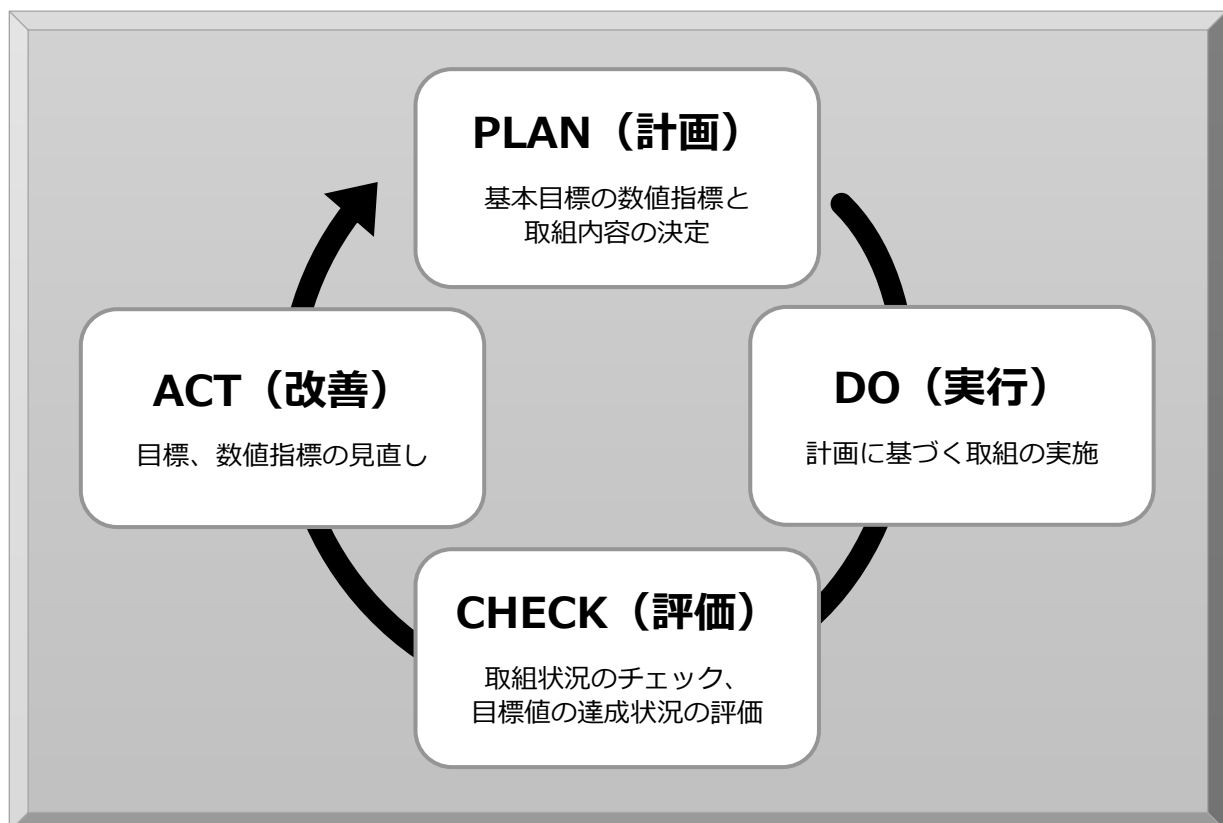
本計画の計画期間は令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度までの3年間です。

なお、計画期間中は進捗管理を行い、法律や社会情勢など大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 27 年度 2015 年	平成 28 年度 2016 年	平成 29 年度 2017 年	平成 30 年度 2018 年	令和元年度 2019 年	令和 2 年度 2020 年	令和 3 年度 2021 年	令和 4 年度 2022 年	令和 5 年度 2023 年
第 3 期魚沼市障害者計画			第 4 期魚沼市障害者計画			第 5 期魚沼市障害者計画		
第 4 期魚沼市障害福祉計画			第 5 期魚沼市障害福祉計画			第 6 期魚沼市障害福祉計画		
			第 1 期魚沼市障害児福祉計画			第 2 期魚沼市障害児福祉計画		

## 5 計画の推進体制

計画の達成状況の点検及び評価計画に定める事項については、審議・策定機関として魚沼市自立支援協議会を活用し、定期的に調査、分析・評価（PDCAサイクル\*）を行い、必要があるときは見直し等を講じます。



「PDCAサイクル\*」…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

### **(1) 関係機関・ボランティア団体等との連携強化**

---

障害者の自立活動や地域生活を支える関係機関及びボランティア団体等が主体的に活動できるよう、連携強化を図り、相互に協力しながら計画の推進を図ります。

### **(2) 庁内連携体制の強化**

---

福祉支援課を中心にその他の福祉関連計画の担当課と連携しながら、本計画を推進します。また、定期的に計画に対する取組状況とその成果を確認しながら、より効果的な取組を実施します。

### **(3) 計画の周知と啓発**

---

本計画の内容について、概要版及び市報や市のホームページ、各団体などを通じて周知を図るとともに、市民一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行うとともに、地域共生社会の実現を目指して、地域ぐるみで支え合いながら推進します。



## 第2章 魚沼市における障害者の状況

### 1 障害者等の状況

#### (1) 身体障害者

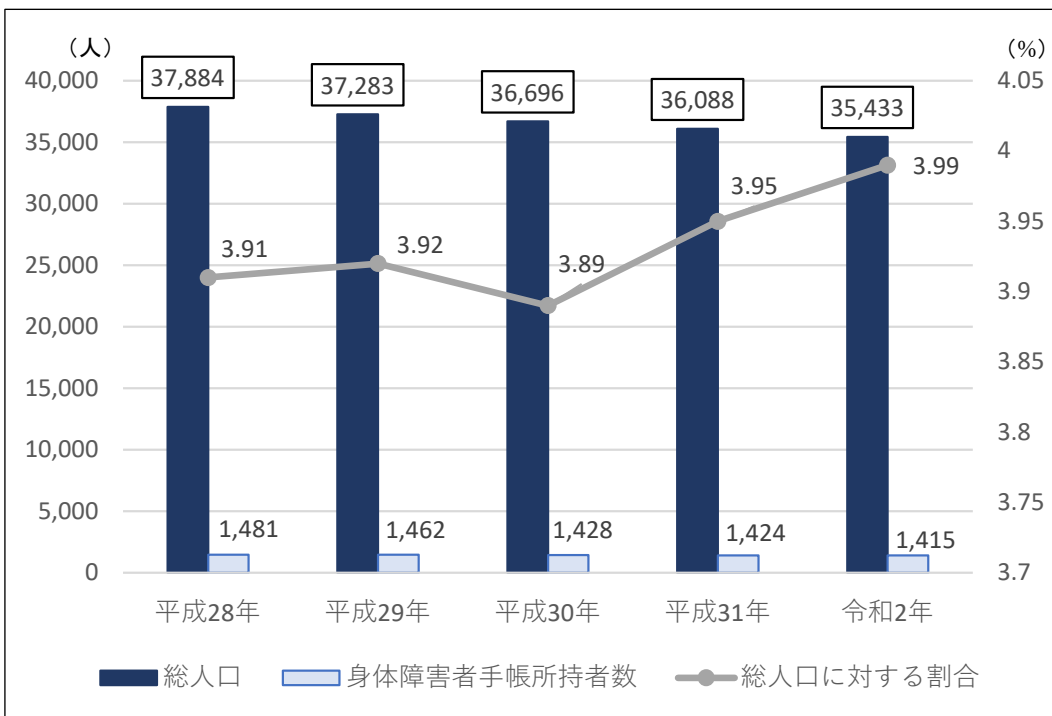
##### ① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、減少傾向となっておりますが、総人口に対する割合は高くなっています。

##### 【身体障害者手帳所持者数の推移】

区分	総人口（人）	身体障害者手帳所持数（人）	総人口に対する割合（％）
平成28年	37,884	1,481	3.91
平成29年	37,283	1,462	3.92
平成30年	36,696	1,428	3.89
平成31年	36,088	1,424	3.95
令和2年	35,433	1,415	3.99

（各年4月1日現在）



②障害別身体障害者手帳所持者数の推移

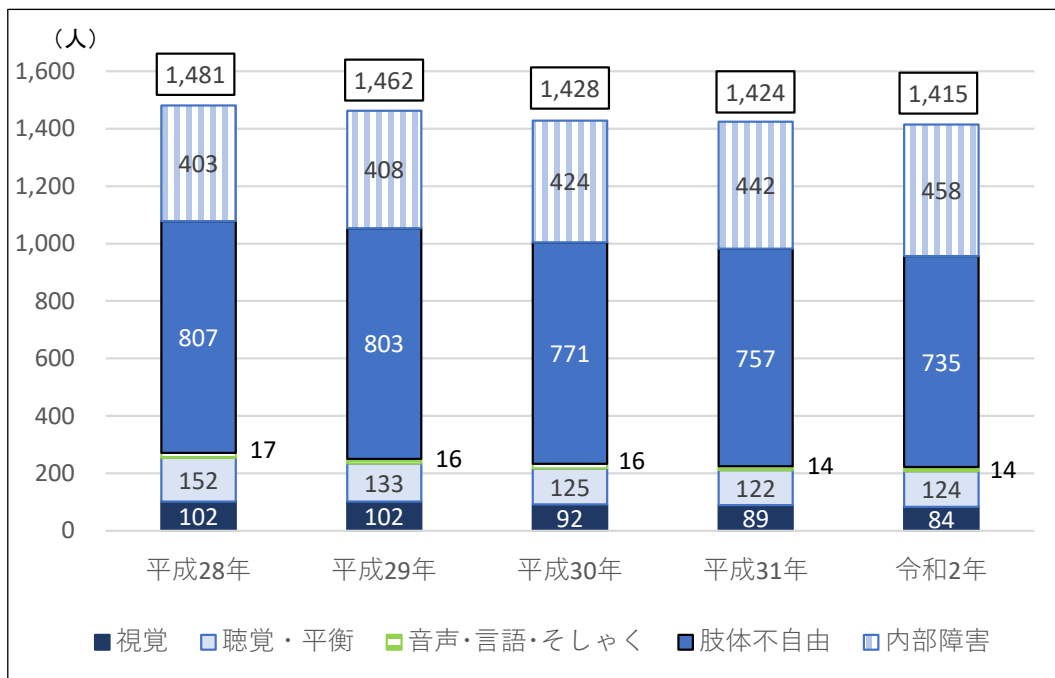
障害の種類としては、肢体不自由が最も多く、次に内部障害が多くなっています。

【障害別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

年度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
平成28年	102	152	17	807	403	1,481
平成29年	102	133	16	803	408	1,462
平成30年	92	125	16	771	424	1,428
平成31年	89	122	14	757	442	1,424
令和2年	84	124	14	735	458	1,415

(各年4月1日現在)



③身体障害者手帳の障害別・等級別所持状況

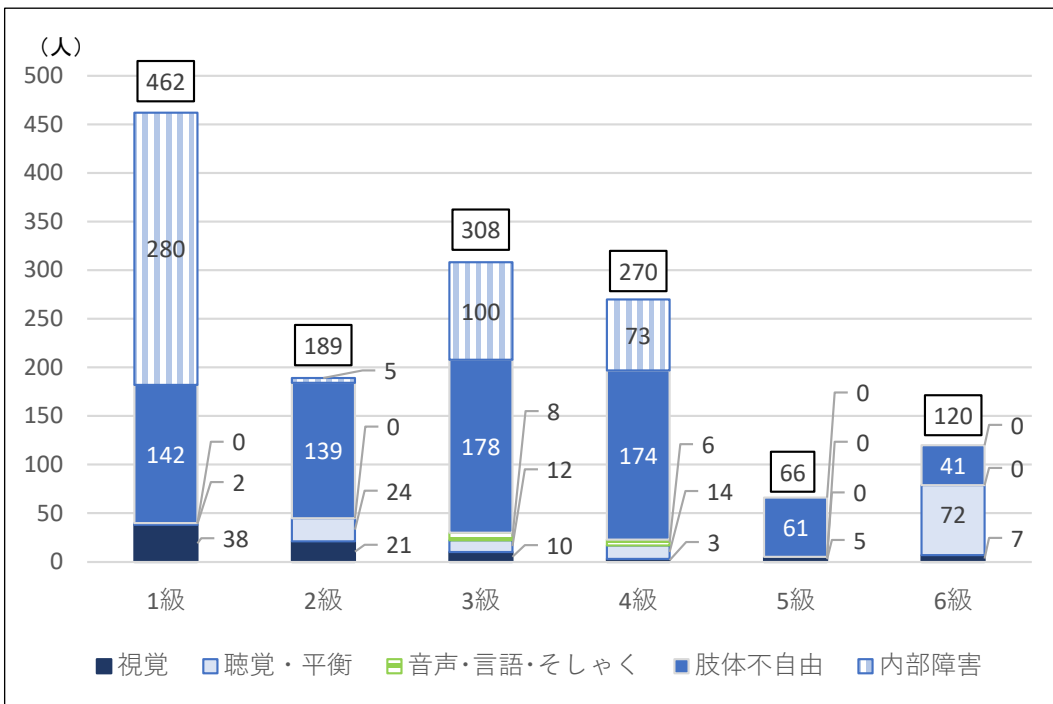
障害の等級としては、1級が最も多くなっています。1級の中で最も多いのは内部障害となっています。

【身体障害者手帳の障害別・等級別所持状況】

(単位：人)

等級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
1級	38	2	0	142	280	462
2級	21	24	0	139	5	189
3級	10	12	8	178	100	308
4級	3	14	6	174	73	270
5級	5	0	0	61	0	66
6級	7	72	0	41	0	120
合計	84	124	14	735	458	1,415

(令和2年4月1日現在)



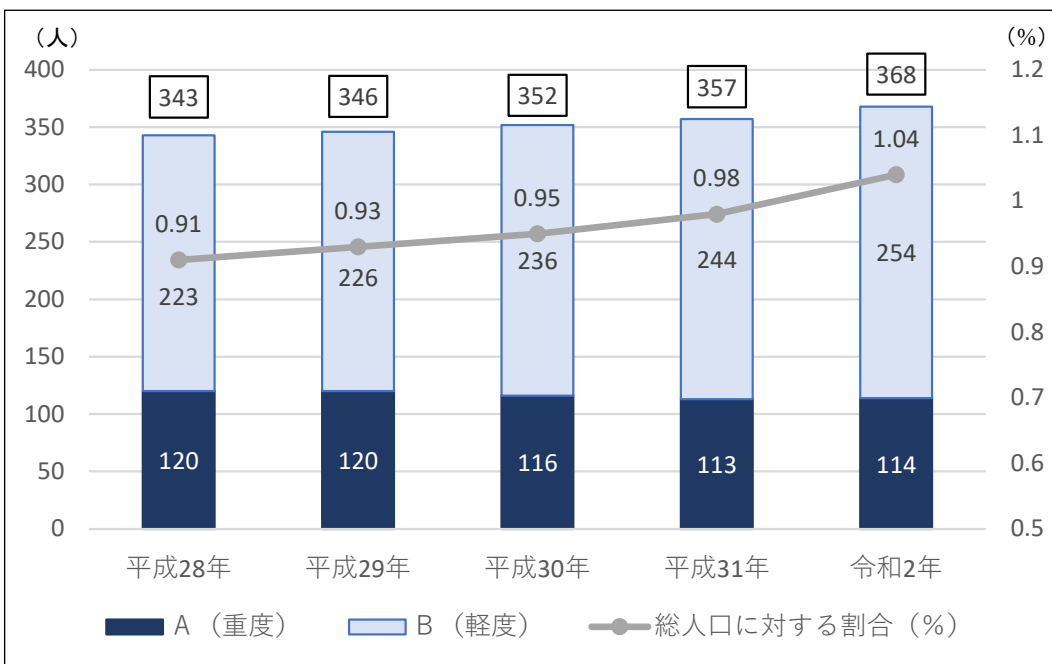
## (2) 知的障害者

療育手帳所持者は、令和2年4月1日現在368人であり、総人口に占める割合は1.04%と増加傾向で推移しています。

### 【療育手帳所持者数の推移】

年度	総人口（人）	療育手帳所持者数（人）			総人口に対する割合（%）
		A（重度）	B（軽度）	合計	
平成28年	37,884	120	223	343	0.91
平成29年	37,283	120	226	346	0.93
平成30年	36,696	116	236	352	0.95
平成31年	36,088	113	244	357	0.98
令和2年	35,433	114	254	368	1.04

(各年4月1日現在)





### (3) 精神障害者

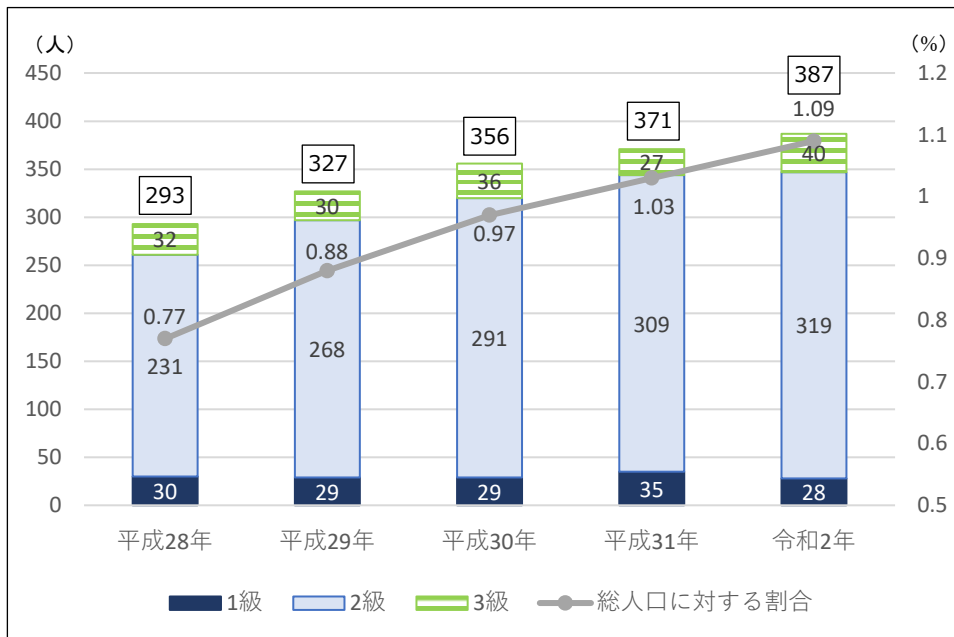
#### ①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年4月1日現在387人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合は1.09%となっています。

#### 【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

年度	総人口 (人)	精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)				総人口に 対する割合 (%)
		1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	合計 (人)	
平成28年	37,884	30	231	32	293	0.77
平成29年	37,283	29	268	30	327	0.88
平成30年	36,696	29	291	36	356	0.97
平成31年	36,088	35	309	27	371	1.03
令和2年	35,433	28	319	40	387	1.09

(各年4月1日現在)



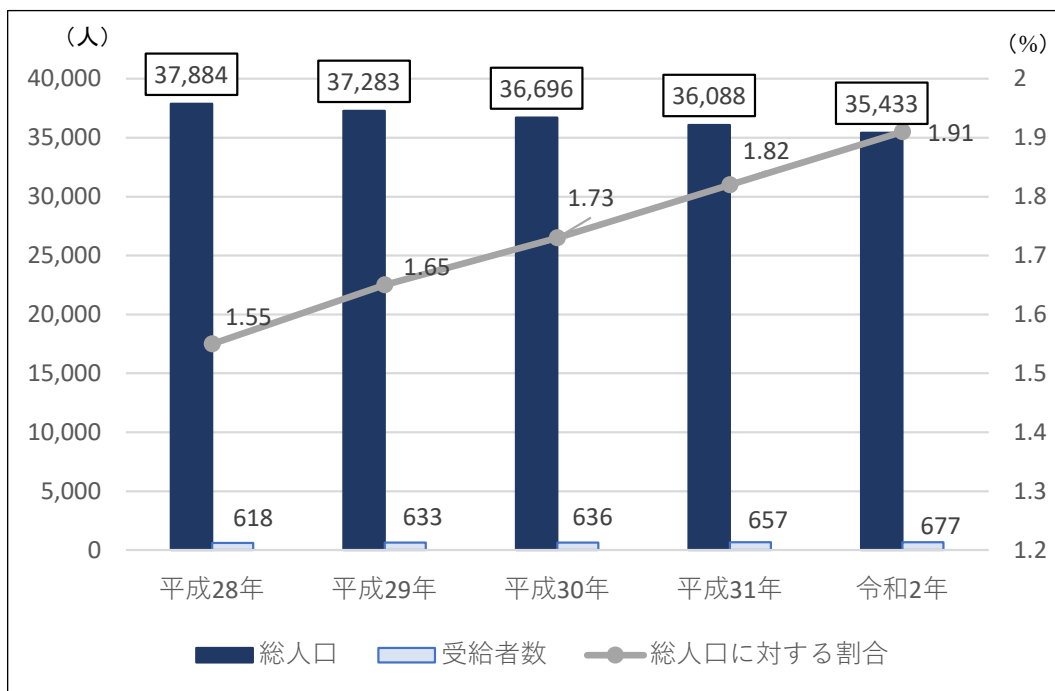
②自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療受給者は、令和2年4月1日現在677人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合は1.91%となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

年度	総人口（人）	受給者数（人）	総人口に対する割合（%）
平成28年	37,884	618	1.55
平成29年	37,283	633	1.65
平成30年	36,696	636	1.73
平成31年	36,088	657	1.82
令和2年	35,433	677	1.91

(各年4月1日現在)



#### (4) 難病患者数の推移

原因が不明で治療方法が未確立である疾病を難病とといいます。

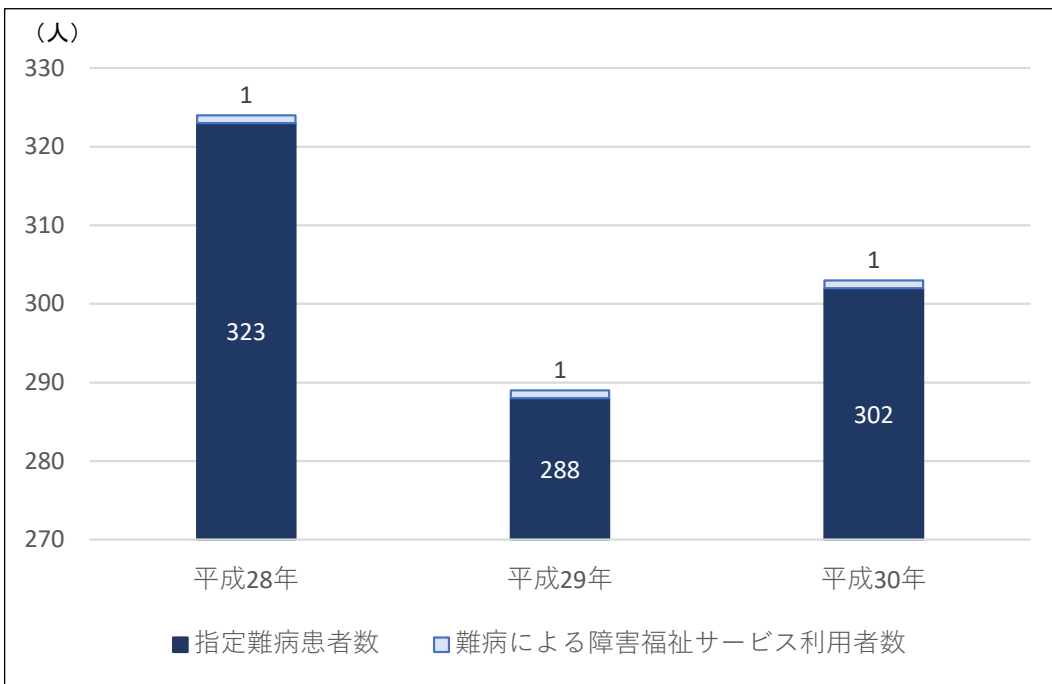
障害者総合支援法における難病は、医療費助成の対象である指定難病よりも広く、令和元年7月1日現在では、361疾病となっています。

本市では現在、1人が障害福祉サービスを利用されています。

##### 【難病患者数の推移】

年度	指定難病患者数（人）	難病による障害福祉サービス利用者数（人）
平成28年	323	1
平成29年	288	1
平成30年	302	1

(各年度3月末現在)



### (5) 障害者支援区分別の認定状況

障害者総合支援法により、これまでの障害程度区分が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す、障害者支援区分に改められました。障害者支援区分は、心身の状態により区分1（最軽度）から区分6（最重度）までに分けられます。この障害者支援区分と本人の意向や介護する人、居宅の状況などから、利用できるサービスの内容や量が決定します。

本市における障害者支援区分の認定状況は次の図表のとおりです。

#### 【障害支援区分別認定者数の推移】

(単位：人)

区分	平成30年11月	令和元年11月	令和2年11月
区分1	5	5	4
区分2	29	33	36
区分3	47	44	43
区分4	59	59	49
区分5	36	36	41
区分6	60	57	63
区分有 合計	236	234	236
区分無 合計	114	118	113
合計	350	352	349

\* 訓練系障害福祉サービス、障害児福祉サービスの利用については区分の認定は不要です。

## 第3章 第5期魚沼市障害者計画（計画の基本的な考え方）

### 1 計画の理念と目標

本市では、第二次魚沼市総合計画の施策のひとつ「生涯にわたり健やかで安心して暮らせるまちづくり」の中に「市民が安心して暮らせる仕組みの構築」を掲げ、障害者福祉施策の推進・展開を図ってきました。

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

また、障害のある人の自立支援の観点から、施設や病院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めることが必要です。

こうした背景を踏まえつつ、障害福祉に関わる3つの計画を統合して策定することとしました。

### 2 計画の基本理念

障害者基本法第1条は、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」が同法の目的である旨を規定しています。

障害のある人もない人も、全ての人が地域社会の中で共に生きる一人の人間として互いに認めあい、支えあい、安心して暮らせる社会を目指します。

上記の考え方と、前期の魚沼市障害者計画の理念『人がかがやき ともに支え合うまち 魚沼』を引継ぎつつ、以下を基本理念として掲げます。

#### 基本理念

支えあい助けあい かがやきながら 安心して暮らせるまち 魚沼

### 3 重点施策

#### （1）地域生活における支援の充実

障害のある人の地域社会での共生の実現に向け、障害のある人の自立支援の観点から、地域の社会資源を活用し、障害のある人の高齢化や重度化、支援できる家族が居なくなった場合を見据え、相談支援体制の充実を図り、地域での生活を支援します。

地域生活支援拠点等\*の整備については、魚沼市自立支援協議会を中心に検討を行い、必要とされる5つの機能について、緊急時の対応や相談支援体制の重層化、障害福祉サービスの体験の場などを順次整備します。

- 障害福祉サービス提供事業者や地域の医療関係、介護保険施設等の社会資源を活用し、それぞれの機能を効果的に連携します。
- 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域で安心して暮らすことができるよう求められる機能の整備を進めます。

#### （2）障害のある児童への支援の充実

障害のある児童への福祉サービスは、児童福祉法の改正により、平成24年4月から障害児通所支援と障害児入所支援の体系が整備され、障害児発達支援と放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の障害児支援と福祉型及び医療型の障害児入所支援となりました。

あわせて障害のある児童に対する相談支援については、平成27年4月から障害児支援利用計画の作成が義務化され、障害のある児童に対する支援体制が整備されました。

このようなことから、障害のある児童の支援体制について次の点を重視します。

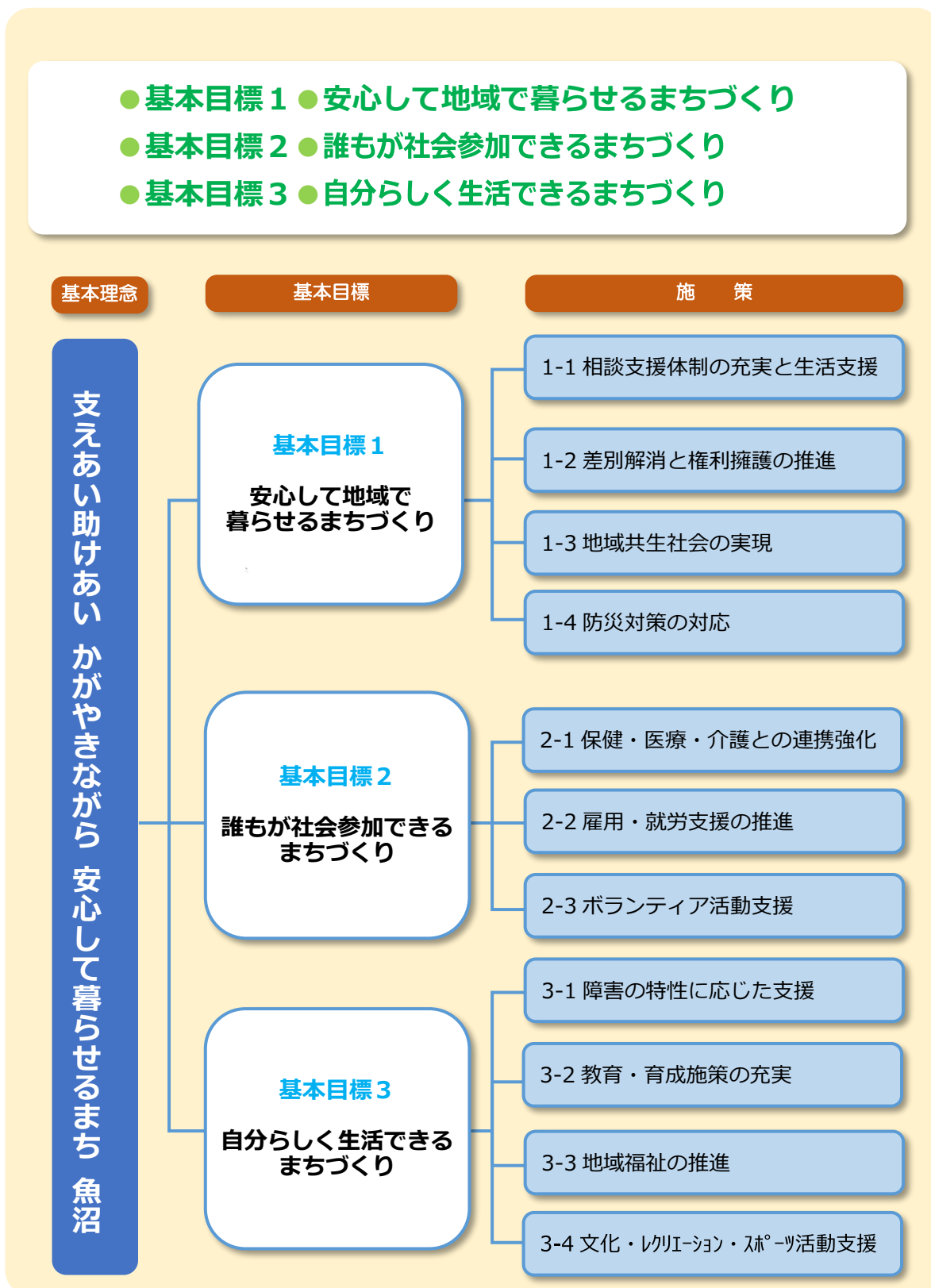
- 障害のある児童の生活を身近な場所で支援ができる体制整備
- 医療的ケア児\*への支援体制の充実

「地域生活支援拠点等\*」…障害のある人の重度化・高齢化、支援者が居なくなった場合などを見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

「医療的ケア児\*」…在宅等で、たんの吸引や経管栄養など、生活するうえで医療的援助が必要な児童のこと。

## 4 計画の基本目標と施策の体系

計画の目標を実現するために、基本理念に基づき、次の3つの基本目標を設定し施策を推進します。







## 第4章 第5期魚沼市障害者計画（施策の展開）

### ■ 基本目標1 安心して地域で暮らせるまちづくり

#### 1-1 相談支援体制の充実と生活支援

障害のある人からの相談への対応は、その人に最も適した支援につなげるために、専門的な知識を有する人や機関が対応する体制が構築されていることが重要となっています。また身近な地域で相談できる場や人が必要です。

様々な障害のある人に対応するため、必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を進めます。

障害のある人の生活支援については、経済的な支援として各種手当を支給します。また、医療費の負担を軽減するため、医療保険診療の自己負担分の一部を助成するほか、在宅で医療的ケアを必要とする人の家族等の介助負担の軽減を図ります。

#### （1）相談支援体制の整備

障害のある人の高齢化や重度化などが進む一方で、発達障害や難病の患者など、障害の範囲が拡大しています。また、今後も相談件数は増加すると見込まれ、相談内容の複雑化と地域課題への対応など、相談支援専門員の負担は年々増加しています。

今後も、施設や病院からグループホームやアパートへ生活の場を移す、地域生活への移行のほか、生活面での支援、就労支援といった課題に対応した、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の構築が求められています。

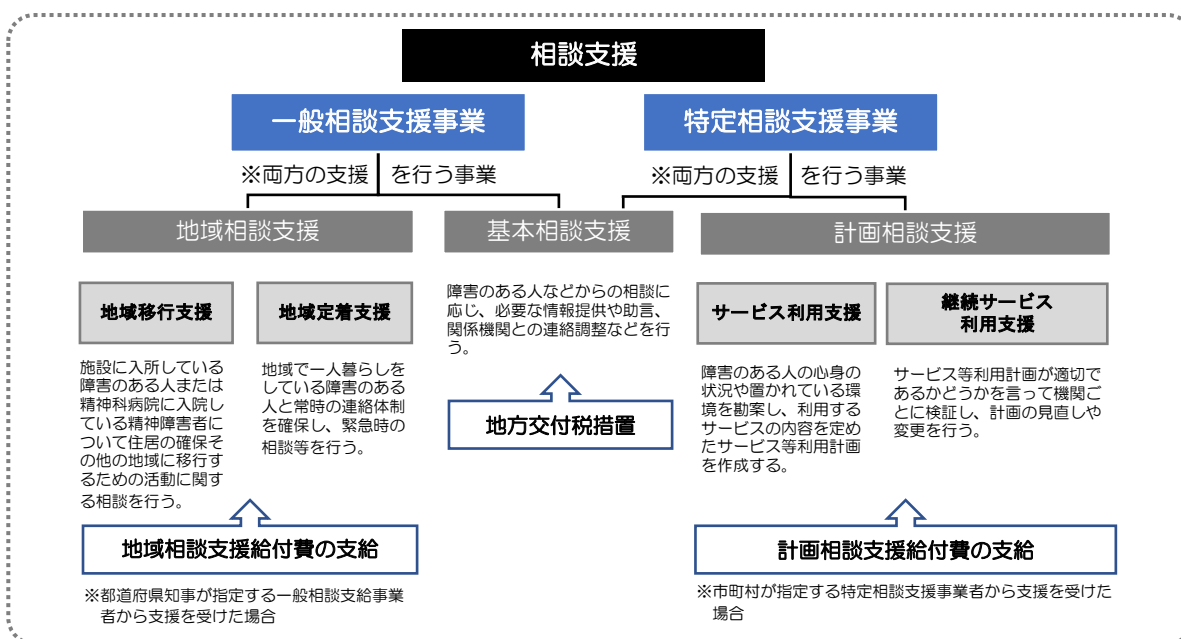
#### 【施策の展開】

- 困難事例への対応と相談支援専門員に対して、より専門的なアドバイスができる機関が必要であることから、障害者虐待への対応や権利擁護にかかわる支援、相談にかかわる支援者のスキルアップなどを行う基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 相談支援専門員の育成のための研修の参加促進や専門機関との連携の強化などにより、専門的分野の相談支援体制の強化を図ります。
- 障害者虐待の防止、権利擁護に関する取組など、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、障害のある人及びその家族の支援を行うため、魚沼市障害者虐待防止センターの機能の充実に努めます。
- 障害のある人に関する地域課題を把握し、様々なニーズに対応したきめ細かな支援ができるよう、魚沼市自立支援協議会の機能の充実に努めます。
- 地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員や、専門機関との連携等を強化し、相談に関する必要な知識や技術等の習得のための研修を実施します。

相談支援事業所の年間相談件数

相談状況	相談延べ件数	福祉サービスの利用について	健康・医療について	就労について	家族・人間関係について	その他
平成30年度 (2018年度)	4,698件	2,771件	1,018件	232件	187件	490件
令和元年度 (2019年度)	5,111件	2,868件	1,153件	277件	266件	547件

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
相談支援専門員 新規資格取得者数	3人	2人	1人	2人	2人	2人



(2) 地域生活支援拠点等の整備

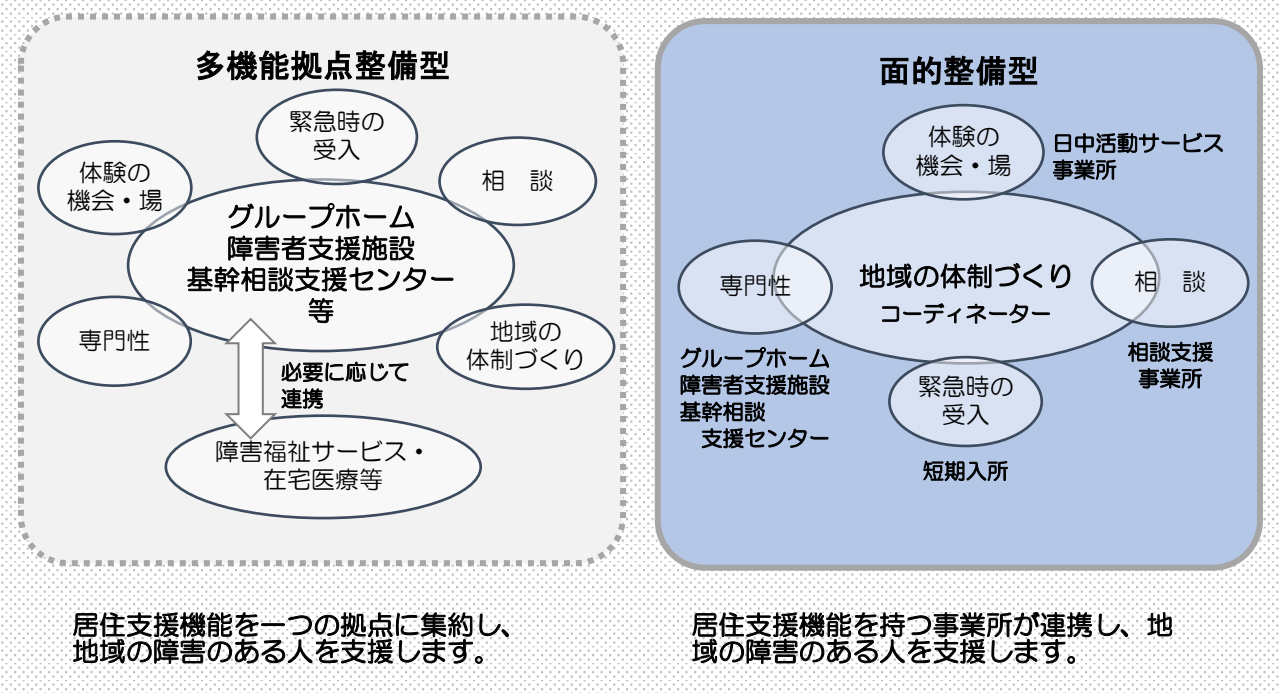
地域における入所施設や、障害福祉サービス事業所などの既存の社会資源の活用を促進するとともに、障害のある人の高齢化や重度化、支援できる家族が居なくなった場合を見据えた支援体制の充実を図りながら、地域における障害のある人の生活を支援します。

地域生活支援拠点等の整備については、魚沼市自立支援協議会による検討を踏まえた上で、必要とされる5つの機能（相談機能、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）について、相談支援体制の重層化を図るとともに、順次整備を進めます。

【施策の展開】

- 本市では、地域生活支援拠点等の整備類型として、相談支援事業所、日中活動サービス事業所、短期入所施設等の各サービス事業所が5つの機能を分担する「面的整備型」を進めます。
- 障害のある人の地域生活を支えるためには、相談支援体制の充実が大変重要となります。相談につなげることができれば、相談支援事業所や障害福祉サービスへとつながり、生活面での安心を与えるとともに、多くの支援者に囲まれることに結びつきます。市内には2か所の相談支援事業所がありますが、いずれの事業所も既存の困難事例を抱えていることもあり、体制の充実が求められ、主任相談支援相談員の養成や、重層的な相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業所を統括する基幹相談支援センターの設置に向けて検討します。
- 緊急時の対応マニュアルを作成し、自宅で生活する障害のある人の緊急事態に備えるとともに、市内の障害福祉サービスのネットワークを構築します。

【地域生活支援拠点等の整備イメージ】



### （3）医療費の助成

障害者総合支援法で定める自立支援医療のほかに、障害のある人の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう、助成を行っています。

#### 【施策の展開】

- 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行い、身体に障害のある人や児童の自立と社会生活の継続のための支援に向けた支援となるよう、自立支援医療制度の周知に努めます。
- 重度心身障害者医療費助成（県障）により、重度の心身障害のある人にかかる医療費の自己負担額の一部を助成し、負担の軽減を図ります。
- 市の単独事業である精神障害者医療費助成により、精神科にかかる医療費負担の軽減を図るとともに早期治療のきっかけづくりを行い、重症化や入院の長期化を予防します。

活動指標	実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
精神障害者医療費助成費用（年間）	24,992千円	26,691千円	27,000千円

### （4）経済的支援の充実

障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、特別障害者手当など各種手当の給付や日常生活用具等の給付を行うことにより、経済的負担を軽減します。

#### 【施策の展開】

- 障害のある人の経済的負担を軽減するため、各種手当（特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当）を支給します。
- 障害のある人が安心して日常生活を送れるようにするため、各々の障害に適した用具の購入費用や修理費用を助成します。
- 障害のある人の外出に対する経済的負担を軽減するため、障害者福祉タクシー利用券を交付するほか、障害者就労支援事業所への通所や、人工透析患者の通院に係る交通費の一部を助成します。
- 経済的負担の軽減策については、障害の種別や程度により、対象とならない場合があることから、公平性と他市町村の状況を踏まえ、経済的支援の充実に努めます。

## 1-2 差別解消と権利擁護の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消や虐待を受けることがないよう、権利擁護に取り組むとともに、制度の周知に努めます。

### （1）成年後見など権利擁護のための理解と周知

障害のある人にとっても暮らしやすい共生社会を実現するために、障害や障害のある人のことについて市民に理解してもらうための取組を進めます。

#### 【施策の展開】

- 成年後見制度の周知と利用促進のため、関係者向けに講演会や勉強会を実施するほか、成年後見利用促進計画の策定を関係部署と検討します。
- 市民向けに成年後見制度に関する講演会を実施します。

### （2）成年後見申立の支援

障害のある人が地域で差別や虐待を受けずに安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進や障害のある人への差別防止など、障害のある人の権利擁護のための支援体制の充実を図ります。

#### 【施策の展開】

- 経済的な理由などにより、成年後見制度の利用が困難な知的障害、精神障害のある人に対して、成年後見制度の市長申立てに必要な費用や成年後見人報酬を助成し、継続的に利用できるよう支援します。
- 成年後見制度の市長申立てに係る職員向けマニュアルを作成し、申立て手続きの迅速化を図ります。

### （3）障害者虐待防止の支援体制の強化

虐待は人としての尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、市民や関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害のある人の権利擁護に向けた啓発を進めながら、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及に努めるとともに、市民などから虐待に関する通報があった場合において、速やかに障害のある人の安全の確認を行うことができる体制を整備します。

#### 【施策の展開】

- 関係機関とのネットワークを構築するとともに、虐待を未然に防止し、また、虐待が発生した場合に迅速かつ適切な対応が図れるよう、魚沼市障害者虐待防止センターの体制強化に取り組みます。
- 差別の解消や虐待防止に関する勉強会について、市役所職員及び、障害福祉サービス事業所向けに開催します。
- 社会福祉士等専門職を担当部署に配置するほか、研修会への参加を促進し、職員の対応力強化とスキルアップを図ります。

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者虐待対応の研修会への参加	-	-	-	1人	1人	1人
障害者虐待防止等に関する勉強会の開催	-	-	-	1回	-	1回

#### （４）障害者虐待防止マニュアル

障害のある人が虐待を受けることがないように、また、虐待を受けた場合に早期に発見し、対応できるよう障害者虐待対応マニュアルを活用します。なお、このマニュアルについては、関係法令の改正などに合わせ、適宜改訂を行います。

##### 【施策の展開】

- 実務担当者の初期対応に特化したマニュアルの整備を検討します。
- 担当者が不在の場合に、他の職員が対応できるよう、対応フロー図を作成します。

#### （５）当事者への支援の継続

障害福祉サービスの利用や就労、生活面での困りごとに対する相談など、虐待を受けた人を支援するため、関係機関との連絡調整や支援者会議を実施します。

##### 【施策の展開】

- 過去に虐待による保護の実例が少ないことから、実績の積み重ねによる職員のケース対応力の向上が見込まれないため、外部研修への参加によりスキルアップを図ります。
- 身寄りがなく、家族や保護者の支援が得られにくい障害のある人については、『魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン』を活用し、支援の継続を図ります。

活動指標	実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
入所施設等への訪問と面会	4回	2回	2回
支援者会議等の開催	3回	2回	2回

## （6）差別の解消、合理的な配慮

差別などのない地域共生社会の実現に向けて、市民が障害について正しく理解できるよう、「障害者支援」の視点を取り入れた施策を進めます。

### 【施策の展開】

- 市役所職員向けの『障害者差別対応要領』に基づき、定期的に職員研修を実施します。
- 障害のある人への対応について、関係機関向けに差別の解消や合理的配慮の視点を取り入れた研修会を実施します。

## （7）障害者差別解消支援地域協議会の設置

市町村における障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の設置については、「自治体規模と地域の実情に応じて既存の組織を活用することも可能」とされています。このことから、本市では障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、魚沼市自立支援協議会の権利擁護部会を活用します。

### 【施策の展開】

- 障害者差別の解消を効果的に進めるため、県障害福祉課や県地域振興局、法務局など、関係機関との連携を強化します。

## 1-3 地域共生社会の実現

障害のある人が誤解や偏見等により社会的不利益を受けることがないように、市民に障害の特性についての啓発活動を推進します。

### （1）市民へのわかりやすい啓発活動

障害のある人に対する理解促進のため、様々な場を通じて周知を行います。

#### 【施策の展開】

- 障害のある人の理解を深めるための市民向け講演会を開催します。
- 「市報うおぬま」に障害者週間や障害者理解に関する啓発記事を掲載します。

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
・広報への啓発記事の掲載 (令和3年度～) ・障害に関する講演会等の実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回
障害があることで差別や嫌な思いをした割合 (福祉に関するアンケート)	53.2%	－	34.2%	－	－	30.0%

## （2）様々な行事における啓発活動

市民の理解と関心を深めるため、講演会、催し等を開催します。

### 【施策の展開】

- 市が実施又は開催する事業などにおいて、障害のある人が活躍できる場と機会を提供し、障害がある人もない人も地域の一員であることを、市民へアピールします。
- 市内で開催される行事などの受付業務を就労支援施設へ委託します。
- 小出特別支援学校や障害者団体などが主催する事業に対して支援を行います。

## （3）すべての人にやさしいまちへ

障害の有無にかかわらず、すべての人が対等な社会の構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加できるよう、共生社会の実現を目指します。

### 【施策の展開】

- 障害及び障害のある人に対する正しい理解・認識と行動を促すため、企業、障害者団体など民間諸団体、障害のある人を含むすべての市民や企業・団体に対する啓発・広報活動の充実を図ります。
- 市報や市のホームページなどの広報媒体を通じて啓発を行い、障害のある人についての理解の促進に努めます。
- 障害や病気などで支援や配慮が必要な人に対してヘルプマーク\*・ヘルプカード\*を配付するとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ヘルプマーク・ヘルプカードに関する制度の周知に努めます。
- 市報「うおぬま」や市のホームページを通じて、新潟県おもいやり駐車場制度\*の周知に努めます。

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (12月)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ヘルプマーク・ヘルプカードの配付枚数	—	20枚	20枚	10枚	10枚	10枚
ヘルプマーク・ヘルプカードの配付についての広報	—	1回	1回	1回	1回	1回

「ヘルプマーク\*」…外見ではわからない障害などのために、援助や配慮が必要であることを知らせるためのマーク  
 「ヘルプカード\*」…援助を必要としている人が携帯し、いざというときに必要な支援を周囲の人をお願いするカード  
 「新潟県おもいやり駐車場制度\*」…一般の人が公共の障害者用スペースへ不当に駐車し、障害のある人などの利用を妨げることがあることから、歩行が困難な人へ利用者証を交付し、駐車場の適正利用を促進する制度



#### （4）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム\*の構築に向けて

精神障害は誰もがなりうる可能性があり、外見だけでは障害の有無を判断できないこともあります。障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。

既存の地域包括支援センターや地域ケア会議、地域包括ケアシステム\*の枠組みと障害福祉の分野の連携が必要とされますが、現在のところ相談案件に対して個別に対応している状況です。保健分野を含むケース検討など事例の積み重ねにより、対応力が高まっていくことから、適切な支援に向けて事例集や対応マニュアルなどを作成します。

##### 【施策の展開】

- 精神障害のある人が、どんなときも、安心して地域の中で生活していけるよう、医療・介護・福祉の連携を図るとともに、地域の助けあいなど、コミュニティの結びつきの強化を推進しながら、包括的に支援できるシステムづくりに取り組みます。

---

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム\*」…長期入院患者の地域移行を進めるといった限られた目的のためのものでなく、精神障害者についても、地域の一員として安心して、安心して自分らしく生活することができるよう医療、障害福祉、介護、社会参加（就労）、住まい、地域の助けあい、教育が包括的に確保されたシステムのことです。

「地域包括ケアシステム\*」…高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ間なく一体的に提供されるシステムのことです。

## 1-4 防災対策の対応

障害のある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時において障害特性に配慮した適切な情報発信・伝達、避難支援を行うほか、福祉避難所の設置・運営や、福祉・医療サービスが継続されるよう、防災の取組を推進します。また、障害のある人を犯罪から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

### （1）魚沼市地域防災計画に基づく防災対策の推進

令和元年度末に行われた地域防災計画の改訂にあわせて、「要配慮者施設」の災害危険性についても見直されたことにより、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当する地域に施設や事業所が立地している場合は、避難確保計画の作成が必要となりました。防災安全課など関係課と協力し、対策事例の提供などの支援を実施します。

#### 【施策の展開】

- 避難行動要支援者名簿における、グループホーム入居者の取扱いについて、防災担当課と協議の上、地区の民生委員・児童委員、自治会等へ情報の提供方法を検討します。

活動指標	実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
避難行動要支援者名簿登録者数（年度末）	2,144人	2,035人	2,124人
避難行動要支援者名簿の認知度【登録している】と【知っているが登録していない】の% (福祉に関するアンケート調査より)	55.2%	—	60.0%

## （2）福祉避難所の設置・運営

別に作成した「福祉避難所設置・運営マニュアル」等を踏まえ、福祉避難所において障害のある人の障害特性に応じた支援と配慮ができるよう取り組みます。

### 【施策の展開】

- 福祉避難所の設置・運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の対策を実施します。
- 福祉避難所の面積や多目的トイレ等設備の基本情報を把握し、受入れ可能人数の確認を行います。
- 福祉避難所での受入れが困難な人の避難先については、障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の福祉系入所施設に対して、災害時の避難者の円滑かつ適切な受け入れに向けて防災安全課とともに協議を行います。

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉避難所の設置・運営訓練	－	1回	1回	1回	1回	1回
災害時の避難者 受入れに関する協定	－	－	－	2施設	2施設	2施設

## （3）緊急時の情報伝達体制の強化

災害時など緊急時において、正確かつ速やかに関係機関・団体等と情報の伝達が図られるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、ネットワークの構築を進めます。

### 【施策の展開】

- 聴覚や発話に障害があるなどの理由で音声による119番通報が困難な人に対して、メール119\*、ファックス119\*、ネット119\*の利用を推進し、緊急時に円滑に通報が行われるよう促進します。
- 消防本部と連携し、事案の内容に応じた迅速・的確な対応を行います。

「メール119\*」…事前登録の上、緊急時に迅速にメールで119番通報します。

「ファックス119\*」…事前登録の上、通報用専用の用紙を準備し、緊急時に迅速にファックスで119番通報をします。

「ネット119\*」…音声による119番通報が困難な人のための新しい緊急通報システムです。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して簡単な操作で119番通報ができます。

## ■ 基本目標 2 誰もが社会参加できるまちづくり

### 2-1 保健・医療・介護との連携強化

障害のある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、医療体制の充実を目指すとともに福祉サービス等各種支援策に結び付けるために保健・医療・福祉の各施策の連携を強化します。特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防に努めるとともに、介護保険制度との連携を図ります。

#### （1）医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児に関する多分野にまたがる支援や、求められる障害福祉サービスの利用を調整しつつ、総合的な支援の提供に努めます。

##### 【施策の展開】

- 医療的ケア児が適切に支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。さらに、総合的な支援体制の構築に向け、相談支援事業所などに医療的ケア児コーディネーターを配置するよう努めます。

#### （2）連携の強化

地域、職域及び学校等における相談等の機会の充実を図ります。

##### 【施策の展開】

- 精神障害のある人とその家族が地域の一員として、安心して暮らせるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- 重度心身障害児者\*とその家族が地域で安全に安心して生活できるよう、医療施設等と連携し、総合的な地域生活支援の実現を図ります。
- 8050問題\*、9060問題\*やひきこもりなど、地域が抱える問題については、福祉・介護・医療・保健など各制度の垣根を越えた連携が求められることから、地域包括ケアシステムに障害分野の参画を促進します。

#### （3）互いの制度への理解を深める

年齢や障害の種類や程度により、障害のある人が利用できるサービスの種類が異なる場合があります。このため、庁内の保健・医療・福祉の各部門間の横断的な連携を強化するとともに、連絡体制の構築を図りながら、障害のある人が、適切に各種サービスが受けられるよう、制度の周知に努めます。

「重度心身障害児者\*」…重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害者といい、その状態にある子供を重度心身障害児、成人すると重度心身障害者といいます。

「8050問題\*」…80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。親の年金に生活を依存するなどの状況や、親が介護状態になることで子どもが離職するなどの困窮や孤立についての問題。

「9060問題\*」…8050問題が10年後に深刻化し、介護が必要な親へ適切な介護ができずネグレクト状態になることや、生活費の確保のために親が亡くなった後も死亡報告をせずに年金の不正受給を続けるなどの問題。

**【施策の展開】**

- 魚沼市自立支援協議会の専門部会や地域ケア会議の場を活用して、介護保険サービスや障害福祉サービスに関する勉強会を開催します。
- 相談支援専門員（障害福祉）とケアマネジャー（介護保険）との間で顔の見える関係が構築されるよう調整します。

**（４）介護保険サービスとの連携**

地域包括支援センターと連携して、障害分野における相談支援の現状と課題について情報の共有を行い、高齢で障害のある人が介護保険サービスを利用した際にかかる利用料負担軽減等の制度について説明を行います。

**【施策の展開】**

- 今後も、介護福祉課との連携強化のため、情報共有に努めます。
- 障害のある人の高齢化により、介護保険サービスへの移行を必要とするケースが増加しています。在宅の障害のある人と施設入所の障害のある人のそれぞれのケースに対する、介護保険サービス利用申請に係るガイドライン等の検討を行います。
- 障害のある人が65歳到達時に、円滑に介護保険サービスへ移行ができるよう、本人やその家族に対して関連制度の周知に努めます。

**2-2 雇用・就労支援の推進**

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、就労が重要です。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般的な就労が困難な障害のある人に対しては、就労継続支援A型およびB型事業所などの福祉的就労を提案し、個々の障害の特性に応じた支援を推進します。

**（１）ハローワーク等との協力**

障害者雇用を一層推進するため、ハローワーク等をはじめとする地域の関係機関が連携し、就職活動から職場定着まで一貫した支援を実施します。

**【施策の展開】**

- ハローワーク等と連携し、障害の種類・程度・特性に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等を行えるよう支援します。
- 企業の障害者雇用に対する不安を解消するため、トライアル雇用等の取組を通じて、事業主の障害者雇用に向けた理解の促進を図ります。
- 魚沼市自立支援協議会の就労支援部会や毎年実施される障害者雇用連絡会議などの場を活用して、情報交換を行うとともに就労支援に向けた具体的な取組について協議します。
- 農福連携\*を強化し、障害のある人の就労訓練及び就労機会の拡大を進めます。

「農福連携\*」…障害のある人が農業分野で活躍し、社会参加を実現する取組です。障害のある人の就労や生きがいがづくりだけでなく、農業分野における新たな働き手の確保の可能性につながります。

## （2）工賃向上に向けての取組

就労継続支援\*事業所における工賃の引上げに向けて、官民一体となった取組を推進します。

### 【施策の展開】

- 市内の就労継続支援B型事業所6か所の平均工賃は、受託している作業内容や立地によりばらつきはあるものの、新潟県の平均工賃を上回っている状況が継続しています。今後も支援内容を充実させるとともに、必要な指導と支援を行います。
- コロナ禍等による経済動向の把握に努めるとともに、就労継続支援事業所の運営状況について調査を実施し、関係機関と情報を共有します。
- 新潟県の就労継続支援B型事業所平均工賃額に対して5,000円の上乗せを目標とします。

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市内のB型事業所6か所の平均工賃	21,633 円	21,118 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円
新潟県内のB型事業所の平均工賃	15,189 円	15,083 円	—	—	—	—

## （3）就労移行支援再支給決定

就労移行支援事業は利用期間が2年間と定められています。その期間に就職ができなかった利用者については、区分認定審査会での審査ののち、最大1年まで、延長利用が可能とされています。延長した期間中に就労に結び付かなかった場合には、再度支給決定を行うことで、就労に向けた訓練を継続します。

### 【施策の展開】

- 就労に向けたプログラムの見直しなどを行い、継続的な就労支援に努めます。
- 就労に向けた支援として、就労移行支援、就労定着支援とともに、具体的な目標の設定を行います。

「就労継続支援\*」…企業などで働くことが困難な場合に、障害や体調に合わせて自分のペースで働く準備をしたり、訓練を受けたりすることができる福祉サービスです。

#### （４）障害者優先調達への取組

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、市役所の物品等発注業務に係る障害者優先調達方針を毎年策定するとともに、調達実績や目標達成率を、ホームページ等で公表します。

##### 【施策の展開】

- それぞれの障害者就労系事業所で受注可能な業務や物品等の一覧表を作成し、市役所の各部署に積極的な利用を促します。
- 市内の就労継続支援事業所の共同受注を目的とする、「うおぬまはっぴいねっとわーく」の活用と、民間企業も含めた取引拡大に向けて、障害者就労系事業所において新たな受注業務の開拓とあわせ、周知活動を推進します。

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市役所における障害者優先調達の実績	1,717 千円	2,382 千円	2,500 千円	2,700 千円	2,800 千円	3,000 千円
市役所における障害者優先調達の目標の達成率	92.8%	116.2 %	-	100% 以上	100% 以上	100% 以上

### 2-3 ボランティア活動支援

市民による自主的なボランティア活動が、障害のある人の自立支援につながることを期待されています。地域福祉の担い手として、市民に対して広くボランティア活動への参加のきっかけづくりを提供するとともに、活動内容について情報を提供します。

#### （１）ボランティア活動への支援

魚沼市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動を支援します。

##### 【施策の展開】

- 市ホームページや市報等にボランティア活動を紹介するとともに、ボランティア活動の拡大に向けた情報提供を行います。
- 障害のある人が地域でいきいきと生活するためには、ボランティア団体等の活動が大きな支えとなることから、魚沼市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成に努めます。
- ボランティア活動を行う機会をつくることにより、ボランティア学習を促進しながら、将来の福祉事業を担う人材の確保と育成に努めます。

## （2）地域での見守り活動の促進

「魚沼市地域福祉推進計画」と整合性を図りながら、関係機関と連携し、地域住民との協働による、障害のある人への見守り体制を構築するとともに、地域における支えあい活動を促進します。

### 【施策の展開】

- 民生委員・児童委員に向けて、障害についての正しい理解の促進等を行います。
- 障害のある人に対する見守りのネットワークを地域住民とともに構築し、地域の困りごと等が発見できる見守り支援の体制づくりに努めます。
- 魚沼市社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、障害のある人の安全で安心な暮らしをサポートするボランティア活動を支援します。
- 障害のある人の在宅生活を支援するため、魚沼市自立支援協議会と連携し、社会参加の機会の情報提供を行うほか、生活全般にわたる相談の受付や、情報の共有、課題解決に向けた協議などを行います。

## （3）福祉施設等における実習生への支援

福祉施設での就労を目指す学生等の実習について積極的な受入れを行う事業者等を支援します。

### 【施策の展開】

- 市内の各事業所における実習生の受入れを促進し、職員の資質向上と次世代の福祉人材の確保につなげます。

動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実習生の受け入れ状況	46人	48人	5人	50人	50人	50人



## ■ 基本目標3 自分らしく生活できるまちづくり

### 3-1 障害の特性に応じた支援

障害者施策の推進にあたっては、障害の特性や障害の状態、生活実態等に応じた支援やサービスの提供と、さらなる充実を目指します。

#### （1）手話言語条例の策定（手話への理解および手話の普及）

手話言語は、口で話す音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。本市では、手話は会話手段としての言語であるとの認識に基づき、ろう者\*等が手話で意思疎通を円滑に図ることができる環境の整備を目指すとともに、手話言語に対する理解の広がりをもって地域で支えあい、安心して暮らすことができるよう、魚沼市手話言語条例を平成30年4月に制定しました。

#### 【施策の展開】

- 手話奉仕員養成講座（入門編、基礎編）を開催します。
- 手話ができるボランティアや市役所職員を増やし、手話が求められた場合に対する協力体制を構築します。
- 市が主催する講演会等への手話通訳を派遣します。（事前に要請があった場合）
- 身体障害者手帳の対象にならない難聴の児童に対して、補聴器購入費用の助成を行います。

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話奉仕員養成講座の参加者数	12人	23人	—	24人	24人	24人
職員手話サポート登録者数 ※令和4年度から実施を目標とします。					2人	2人

「ろう者\*」…聴覚障害のある人のうち、手話を日常会話で使用し、手話でコミュニケーションを取り、日常生活を送る人のこと。

## （2）外出への支援

障害のある人が自立した暮らしを続けられるよう、同行援護などの外出支援サービスの充実を図るとともに、移動に係る交通費を助成します。

### 【施策の展開】

- 福祉タクシー券については、さらなる利便性の向上のため、市内乗合タクシーについても利用できるよう、関係団体と協議を行います。
- 障害のある人の移動の円滑化を図るため、福祉タクシー券の配付など、障害のある人に対する交通費助成を実施するとともに、障害のある人の移動にかかる新たな支援策について検討します。

活動指標	実績値			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉タクシー券給付事業費	5,359 千円	5,168 千円	5,800 千円	5,800 千円	5,800 千円	5,800 千円

## （3）多機能型事業所の展開

利用者が自立して日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、生産活動等を通して働く喜びを得られるよう日中活動の場を提供します。この日中活動の場については、地域コミュニティの場としての機能を併せ持ち、就労と社会参加を同じ施設で可能とする多機能型事業所に対する柔軟な事業展開を促進します。

### 【施策の展開】

- 高齢の障害のある人に対しては、環境の変化に弱い人でも安心して利用できるよう、通い慣れた事業所で、就労継続支援B型等から生活介護へサービス移行を推進します。

### 3-2 教育・育成施策の充実

障害により特別な支援を必要とする幼児については、市内の保育園等で受け入れることとしています。

現在、市内に小学校が9校、中学校が5校あり、それぞれに特別支援学級を設置して、障害のある児童に対する教育の機会を確保するとともに、自立と社会参加に向けた教育を行っています。

また、市内には県立の特別支援学校が設置され、地域の障害のある児童への教育の中心的役割を担っています。

## （1）教育環境の整備

障害のある人が社会で自立して生活するために必要となる力を維持・伸長するため、効果的な学習の機会の提供や支援を行うとともに、地域社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげます。

### 【施策の展開】

- 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材や支援機器等の活用を推進します。
- 教育委員会事務局と福祉関係課との連携を強化し、児童生徒に対して必要な支援に努めます。
- 障害のある児童に対する知識の習得や保育技術の向上を図るため、保育園等において、職員研修の充実を図ります。
- 障害のある児童に対して、切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関と連携を深めます。

## （2）障害児相談・障害児福祉サービスの充実

相談支援及び障害福祉サービスが円滑に利用されるよう、障害のある児童の家族の意思を尊重しながら、必要な支援が行えるよう、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

### 【施策の展開】

- 障害のある児童が、身近な地域において希望する障害福祉サービスが利用できるよう、関係機関との連携体制の強化に努めます。
- 障害のある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備の目標を定め、相談支援及び障害福祉サービスの提供体制の確保に努めます。
- 障害のある児童向けの児童発達支援センターの設置について、魚沼圏域での設置に向け、関係機関や関係団体との協議を継続します。
- 障害のある児童や学童保育での対応が困難な児童向けに、放課後等デイサービス事業所の定員数の引上げや新規事業者の参入に向けて働きかけを行います。

## （3）関係機関との連携体制の構築

地域における医療、就労、教育等の関係機関とのネットワークを構築し、連携体制を強化します。

### 【施策の展開】

- 市役所内において関係各課と横断的な連携を図りながら、情報の共有や相談体制の強化に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会と連携し、複雑な家庭環境に置かれた児童に対して、障害福祉サービスの説明など、必要な支援を行います。

## （４）発達障害の理解と支援

発達障害は精神障害に含まれ、発達障害を事由とする精神障害者手帳の取得者が増加傾向にあります。このため、障害があることを理由とした不当な差別や、いじめを防止する観点から、市民から発達障害についての正しい理解が得られるよう、学習会を開催するなど意識啓発に取り組みます。

### 【施策の展開】

- 子育て支援センターにおいて、保育士を対象に発達支援コーディネーター養成研修を実施します。
- 関係機関との情報共有の手段として、相談支援ファイル\*を希望により配付し、様々な場面での活用を促します。
- 魚沼市自立支援協議会の療育支援部会において、支援を行う関係者が互いに連携しながら、支援対策等を検討し、地域課題などについて協議することとします。

## 3-3 地域福祉の推進

地域社会の変化により、現行の公的サービスだけでは対応できない生活課題や、福祉サービスにおける新たな問題や課題などが生じています。このため、地域において新たな支えあいの体制を構築するとともに、多様な課題に対応することとします。

## （１）各社会福祉法人等との連携

障害のある人のニーズに沿った福祉サービスを提供するため、施設の整備や、福祉人材の確保等に取り組むとともに、必要とされるサービスの確保と質の向上に努めます。

### 【施策の展開】

- 関係事業者や法人等との連携を強化します。
- 関係施設の修繕や建替えについて、計画的な実施に向けて検討を進めます。
- 比較的、社会資源が少ない市の北部地域での福祉サービス提供については、介護保険、障害福祉の垣根を越え、既存のサービスの有効活用が必須であり、共生型サービス\*や基準該当サービス\*の活用についても取り組みます。

「相談支援ファイル\*」…主として発達障害やその可能性のある本人及び家族が、相談のやりとりや発達の記録を整理することにより、相談時の負担を軽減するとともに関係機関が継続的に連携して支援を行いやすくするための綴じ込み形式のファイル

「共生型サービス\*」…介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で提供することができるよう、創設されたサービスです。介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくなります。

「基準該当サービス\*」…障害者総合支援法や児童福祉法の指定サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業者のうち、介護保険事業所等の一定の基準を満たす事業所が障害者等を受け入れて行うサービスのこと。

## （2）魚沼市自立支援協議会との連携

相談支援体制や居住の場の確保などの、障害福祉サービスに関する地域課題について魚沼市自立支援協議会の各専門部会を中心に検討し、課題解決に向けた協議を行います。

### 【施策の展開】

- 魚沼市自立支援協議会の事務局会議を定期的を開催し、障害福祉についての地域課題の掘起こしを行います。また専門部会についても年間のスケジュールを立て、計画的に開催します。
- 現在、魚沼市自立支援協議会では相談支援、権利擁護、就労支援、療育支援および地域生活の5つの専門部会を設置していますが、障害のある人を取り巻く社会環境が変化していることから専門部会の再編とあわせて、地域課題の解決に向けた取組を強化します。

## 3-4 文化・レクリエーション・スポーツ活動支援

障害のある人が芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を楽しみ、暮らしの豊かさを高めていくようにするため、参加機会の充実とともに、活動を支援します。

### （1）文化、スポーツ等を通じた社会参加の推進

文化活動やスポーツ活動は、障害があることにより、参加する機会を得られないことがあります。そのため、障害があっても参加しやすいよう配慮するとともに、障害のある人向けの文化、スポーツ活動等への参加の機会を提供します。

### 【施策の展開】

- スポーツ教室や文化芸術教室の開催とあわせて、それらへの参加を支援します。
- スポーツや文化芸術活動を通じて社会参加の促進を図るとともに、障害のある人やその家族の親睦などを通じて、自立した社会生活を支援します。



## 第5章 第6期魚沼市障害福祉計画

### 1 第5期障害福祉計画の数値目標の達成状況

第5期障害福祉計画では、障害のある人と障害のある児童の地域での生活を支援するためのサービス基盤整備等について令和2（2020）年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）を提供する体制の確保を計画的に行うための目標を個別に設定しました。

ここでは、第6期障害福祉計画の具体的な施策を検討するにあたり、第5期計画において施策ごとに設定した数値目標の達成状況を検証します。

#### （1）施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害のある人がグループホームやアパート、一般住宅に移行し、地域生活を送ることができるよう目標値を設定しました。施設入所者数は減少しましたが、地域生活への移行は、難しい状況です。

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
地域生活移行者数	5人	0人	1人	1人
施設入所支援者数	68人	70人	67人	67人

#### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域生活に関する相談に対応し、魚沼市自立支援協議会の専門部会等を活用する形で、関係機関が協議する場を設置しました。必要に応じて協議の場を活用しました。

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
保健・医療福祉関係者による 協議の場の設置	設置	設置	設置	設置

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化・高齢化を見据え、居住支援のための5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制について、令和2（2020）年度末までに整備する予定です。

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
地域生活支援拠点等の整備	整備	検討の開始	魚沼市自立支援協議会にWG設置（4回開催）	魚沼市自立支援協議会にWG設置（5回開催予定）

### (4) 福祉施設から一般就労への移行など

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和2（2020）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。毎年5人から6人が一般就労への移行し、概ね目標を達成できる見込みです。

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
一般就労への移行者数	6人	6人	6人	5人

#### ② 就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労移行支援事業所利用者数	20人	18人	11人	7人



## ③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所	1か所	0か所	0か所	0か所

## ④ 就労定着支援利用による職場定着率

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労定着支援1年後の 就労定着率	目標設定なし			

※市内に就労定着支援事業所がないため、目標設定はありませんでした。

## 2 第6期障害福祉計画（令和5（2023）年度に向けた目標値）

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

○基本指針：令和5（2023）年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和5（2023）年度末において、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和5（2023）年度末において、令和元（2019）年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数 値	考え方
令和元（2019）年度末時点の入所者数（A）	67人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	65人	令和5年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者数削減見込み（ $C = A - B$ ） 削減率（ $\text{イ} = C / A \times 100$ ）	2人 3.0%	5人の退所、3人の入所を見込む
【目標値】 地域生活移行者数（D） 地域移行率（ $\text{ア} = D / A \times 100$ ）	5人 7.5%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

## (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (市町村は活動指標のみ)

項目	数 値			考え方
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	魚沼市自立支援協議会の専門部会等を活用して開催(市単独)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	5人	5人	5人	保健、医療各1人、福祉関係者3人を想定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施数	1回	1回	1回	年1回程度の実施を見込む
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人	令和元年度の実績と同数を見込む
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人	1人のサービス利用を見込む
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)	23人	24人	25人	グループホーム利用者のうち、手帳及び自立支援(精神通院)受給者証所持者数を参考に算出
精神障害者の自立生活訓練	1人	1人	1人	市外でのサービス利用1人を見込む

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

○基本指針：令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	数 値
令和5（2023）年度末時点での地域生活支援拠点等の確保(各年度の設置数)	令和3（2021）年度 1か所 令和4（2022）年度 1か所 令和5（2023）年度 1か所
地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3（2021）年度 1回 令和4（2022）年度 1回 令和5（2023）年度 1回
考え方	
<p>令和2年度末に整備予定、基幹相談支援センターが設置されるまでは、市が魚沼市自立支援協議会と連携して運営する。</p> <p>検証及び検討については、魚沼市自立支援協議会において、年1回の実施を予定。</p>	

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 福祉施設から一般就労への移行

○基本指針：就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労に移行する者を令和元（2019）年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- ・就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・就労継続支援 A 型事業：概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援 B 型事業：概ね1.23倍以上

項目	数値	考え方
令和元（2019）年度の一般就労移行者数（A）	6人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労者数（B） 目標値 = B / A	11人 1.83倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
（就労移行支援事業）		
令和元（2019）年度の一般就労移行者数（A）	1人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	4人 4.00倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
（就労継続支援 A 型事業）		
令和元（2019）年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 - 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労する者の数
（就労継続支援 B 型事業）		
令和元（2019）年度の一般就労移行者数（A）	5人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	6人 1.20倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

○基本指針：令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	数値	考え方
2023（令和5）年度の 就労移行支援事業等を通じた 一般就労への移行者数（A）	8人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】（A）のうち、 就労定着支援事業利用者数（B） 目標値 = B / A	6人 75.0%	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

③ 就労定着率が8割以上の就労定着事業所の割合

○基本指針：令和5（2023）年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※「就労定着率」の定義：過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合（H30年度報酬改定の考え方）

項目	数値	考え方
令和5（2023）年度末の 就労定着支援事業所の数（A）	1か所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度末の就労定着率 8割以上の事業所の数（B） 目標値 = B / A	1か所 100.0%	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

○基本指針：令和5（2023）年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	有無
令和5（2023）年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有
令和5（2023）年度末時点での地域の相談支援体制の充実・強化を実施する体制の有無	有

活動指標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○基本指針：令和5（2023）年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	有無	数値（人数あるいは実施回数）
令和5（2023）年度末時点での障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数	有	年間1人 （新任向け研修のほか、国保連合会の請求事務の研修会へ参加予定）

活動指標	有無	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	0回	1回	1回

### 3 第5期障害福祉計画及び第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの利用状況と見込量

※平成29(2017)年度の数値の障害福祉サービスは第4期魚沼市障害福祉計画の計画と実績になります。

※令和2(2020)年度の見込量は、令和2年11月のサービス提供実績を基に算出しました。

#### 自立支援給付等サービスの体系

##### ■ 障害福祉サービス

障害のある人それぞれの障害程度や、勘案すべき社会活動や介護者、住まい等の状況を踏まえて、個別に支給決定を行います。

障害福祉サービスには「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援サービス」があります。

##### ■ 地域生活支援事業

地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて障害福祉サービス等と組み合わせて障害のある人を支援するために、市町村が主体的に提供する事業です。

地域生活支援事業には、「相談支援事業」「日常生活用具給付事業」「地域活動支援センター」などの必須事業と、「訪問入浴サービス」「日中一時支援事業」などの市町村任意事業があります。



## (1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

### 《見込量設定にあたっての考え方》

- ・サービス提供実績のあるものは、過去5年間の実績を参考に算出します。
- ・サービス提供実績のないものは、1人分の利用を想定し、サービス量を算出します。

### 《確保策》

- ・関係機関と連携し、事業所の人材確保の支援に努めます。

### ① 居宅介護

#### 【サービス内容】

○居宅において入浴、排泄又は食事の介護などを提供します。

#### 〈見込量及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
	居宅介護	時間	計 画	591	388	388
実 績			291	299	300	274
計画比			49.2%	77.1%	77.3%	70.6%
人		計 画	45	40	40	40
		実 績	41	39	42	41
		計画比	91.1%	97.5%	105.0%	97.6%

#### 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
居宅介護	時間	304	304	304
	人	42	42	42

※実績は、1ヵ月あたりの平均値。

#### ■考え方■

- ・令和2年度の利用者数41人に新規1人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの利用時間7.2時間と算出します。

② 重度訪問介護

【サービス内容】

○居宅における入浴、排泄、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に提供します。

〈見込量及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
重度訪問介護	時間	計 画	21	13	13	13
		実 績	0	0	29	7
		計画比	0.0%	0.0%	223.1%	53.8%
	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	0	0	3	1
		計画比	0.0%	0.0%	300.0%	100%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
重度訪問介護	時間	8	8	8
	人	1	1	1

■考え方■

- ・令和2年度の利用者数3人、月平均1人の利用を見込みます。
- ・年度により利用時間に幅があるため、実績により算出します。
- ・重度障害のある人が対象のサービスですが、その他のサービスとの組み合わせで充足していると考えます。

## ③ 同行援護

## 【サービス内容】

○視覚障害により移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、外出する際の必要な援助を提供します。

## 〈見込量及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
	同行援護	時間	計 画	122	86	97
実 績			53	30	36	31
計画比			43.4%	34.9%	37.1%	28.7%
人		計 画	7	8	9	10
		実 績	6	7	7	4
		計画比	85.7%	87.5%	77.8%	40.0%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
同行援護	時間	44	44	44
	人	6	6	6

## ■考え方■

- ・令和2年度の利用者数6人、月平均6人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの利用時間7.3時間と算出します。

④ 行動援護

【サービス内容】

○判断能力等に重い障害のある人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを提供します。

〈見込量及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
行動援護	時間	計 画	82	70	82	94
		実 績	57	74	60	57
		計画比	69.5%	105.7%	73.2%	60.6%
	人	計 画	12	6	7	8
		実 績	5	5	6	5
		計画比	41.7%	83.3%	85.7%	62.5%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
行動援護	時間	67	67	67
	人	6	6	6

■考え方■

- ・令和2年度の利用者数8人、月平均6人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの利用時間11.2時間で算出します。

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービス内容】

○常時介護を必要とする障害のある人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

〈見込量及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
	重度障害者等 包括支援	時間	計 画	120	120	120
実 績			0	0	0	0
計画比			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
人		計 画	1	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
重度障害者等包括支援	時間	120	120	120
	人	1	1	1

■考え方■

- ・過去の実績がないことから、1人分（1日当たり4時間×30日）を見込みます。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」があります。

### 《見込量設定にあたっての考え方》

- ・ サービス提供実績のあるものは、過去5年間の実績を参考に算出します。
- ・ サービス提供実績のないものは、1人分の利用を想定し、サービス量を算出します。

### 《確保策》

- ・ 地域の限りある福祉資源の有効活用のため、共生型サービスや基準該当障害福祉サービスによる事業展開を支援します。
- ・ 通所ができない利用者のため、居宅での就労支援のサービスについて関係者と検討を進めます。

### ① 生活介護

#### 【サービス内容】

○昼間、食事や入浴、排泄の介護及び日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。

### 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
生活介護	人日	計画	2,217	2,234	2,272	2,311
		実績	2,132	2,030	1,986	1,962
		計画比	104.0%	90.9%	87.4%	84.9%
	人	計画	109	117	119	121
		実績	115	105	114	119
		計画比	94.8%	89.7%	95.8%	98.3%

### 〈見込量〉

区分	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	人日	2,090	2,109	2,128
	人	110	111	112

### ■考え方■

- ・ 令和2年度の利用者数104人、月平均104人のほか新規利用者を見込みます。
- ・ 過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数19.0日で算出します。

## ② 自立訓練（機能訓練）

## 【サービス内容】

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を実施します。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ提供します。

## 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	人日	計 画	32	34	34	34
		実 績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	人	計 画	2	2	2	2
		実 績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
自立訓練 (機能訓練)	人日	17	17	17
	人	1	1	1

## ■考え方■

- ・ サービス提供実績がないことから、1人分の利用を1ヵ月あたり17時間と想定し、サービス量を算出します。

③ 自立訓練（生活訓練：日中）

【サービス内容】

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を実施します。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供します。

〈見込量及び実績〉

（1ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
	自立訓練 (生活訓練 ：日中)	人日	計 画	187	210	227
実 績			83	147	139	100
計画比			44.4%	70.0%	61.2%	40.8%
人		計 画	10	12	13	14
		実 績	6	8	8	8
		計画比	60.0%	66.7%	61.5%	57.1%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
自立訓練 (生活訓練：日中)	人日	104	104	104
	人	7	7	7

■考え方■

- ・令和2年度の利用者数7人、月平均7人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数14.9日として算出します。



## ④ 自立訓練（生活訓練：夜間）

## 【サービス内容】

- 居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談支援等を実施します。
- 昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

## 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
自立訓練 (生活訓練 ：夜間)	人日	計 画	297	146	146	204
		実 績	167	154	170	93
		計画比	56.2%	105.5%	116.4%	45.6%
	人	計 画	10	5	6	7
		実 績	6	5	6	4
		計画比	60.0%	100.0%	100.0%	57.1%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
自立訓練 (生活訓練：夜間)	人日	142	142	142
	人	5	5	5

## ■考え方■

- ・令和2年度の利用者数4人、月平均4人のほか新規利用者1人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数28.5日として算出します。

⑤ 就労移行支援

【サービス内容】

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせて提供します。

〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
	就労移行支援	人日	計 画	552	378	378
実 績			356	342	226	130
計画比			64.5%	90.5%	59.8%	34.4%
人		計 画	29	20	20	20
		実 績	29	18	12	7
		計画比	100.0%	90.0%	60.0%	35.0%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
就労移行支援	人日	114	114	114
	人	6	6	6

■考え方■

- ・令和2年度の利用者数7人、就労による減員を1人として6人を見込みます。
- ・過去の実績により、1人あたりの月間利用日数19.1日として算出します。

## ⑥ 就労継続支援A型

## 【サービス内容】

○通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人について、一般就労への移行に向けて支援を行います。

## 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
就労継続支援 (A型)	人日	計 画	217	260	260	260
		実 績	225	225	238	201
		計画比	96.4%	86.5%	91.5%	77.3%
	人	計 画	10	13	13	13
		実 績	11	11	12	11
		計画比	110.0%	84.6%	92.3%	100%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
就労継続支援 (A型)	人日	223	223	223
	人	11	11	11

## ■考え方■

- ・令和2年度の利用者数11人、月平均11人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数20.3日として算出します。

⑦ 就労継続支援B型

【サービス内容】

○通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人について、一般就労等への移行に向けて支援します。

〈見込量及び実績〉

（1ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
就労継続支援 (B型)	人日	計 画	2,384	2,482	2,499	2,516
		実 績	2,424	2,498	2,654	2,649
		計画比	101.7%	100.6%	106.2%	105.3%
	人	計 画	137	146	147	148
		実 績	148	144	150	154
		計画比	108.0%	98.6%	102.0%	104.1%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
就労継続支援 (B型)	人日	2,548	2,582	2,616
	人	149	151	153

■考え方■

- ・令和2年度の利用者数154人、月平均154人に高齢化による利用者減、新規利用による増を見込み、算出します。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数17.1日として算出します。

## ⑧ 就労定着支援

## 【サービス内容】

○就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する費用の給付を行います。

## 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労定着支援	人	計画	0	0	0
		実績	0	1	6
		計画比	-	-	-

## 〈見込量〉

区分	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労定着支援	人	6	7	8

## ■考え方■

- ・現在の利用者数に新規利用による増を見込み、算出します。

## ⑨ 療養介護

## 【サービス内容】

○医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理等含め、日常生活上必要な支援を行います。

## 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
療養介護	人	計画	18	17	17	17
		実績	17	17	17	17
		計画比	94.4%	100.0%	100.0%	100.0%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
療養介護	人	18	18	18

## ■考え方■

- ・現在の利用者数に新規1人の利用を見込みます。

⑩ 短期入所（福祉型）

【サービス内容】

○短期的に障害者支援施設等へ入所し入浴、排泄又は食事等の介護などのサービスを提供します。

〈見込量及び実績〉

（1ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
短期入所 (福祉型)	人日	計 画	112	106	114	123
		実 績	93	163	143	164
		計画比	83.0%	153.8%	125.4%	133.3%
	人	計 画	16	13	14	15
		実 績	9	18	19	18
		計画比	56.3%	138.5%	135.7%	120.0%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
短期入所（福祉型）	人日	140	148	156
	人	18	19	20

■考え方■

- ・令和2年度の利用者数18人（グループホームの短期入所を含む）、月平均18人に新規利用者を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数7.8日として算出します。

## ⑪ 短期入所（医療型）

## 【サービス内容】

○短期的に病院、介護施設等へ入所し、医学管理の下で日常生活の介護や機能訓練などのサービスを提供します。

## 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
短期入所 (医療型)	人日	計 画	—	30	30	30
		実 績	47	39	40	55
		計画比	—	130.0%	133.3%	183.3%
	人	計 画	—	4	4	4
		実 績	9	4	4	6
		計画比	—	100.0%	100.0%	150.0%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
短期入所 (医療型)	人日	42	42	42
	人	4	4	4

## ■ 考え方 ■

- ・令和2年度の利用者数4人、月平均4人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数10.4日として算出します。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスには、「共同生活援助(グループホーム)」「施設入所支援」「自立生活援助」があります。

#### 《見込量の考え方》

- ・現在の利用者数を基に、新規入所と退所の状況や地域移行のニーズを勘案し、算出します。
- ・サービス提供実績のないものは、1人分の利用を想定し、サービス量を算出します。

#### 《確保策》

- ・共同生活援助(グループホーム)の空室の状況や施設入所支援の待機者数について、各関係機関での情報共有の体制整備に努めます。

#### ① 共同生活援助(グループホーム)

##### 【サービス内容】

○家事、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排泄等の介護、日常生活における相談を支援します。

#### 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人	計 画	60	57	58	59
		実 績	53	54	55	56
		計画比	88.3%	94.7%	94.8%	94.9%

#### 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
共同生活援助 (グループホーム)	人	60	61	62

#### ■考え方■

- ・現在の利用者数56人に、新規の事業所開設と地域移行のニーズを勘案し算出します。



## ② 施設入所支援

## 【サービス内容】

○夜間における入浴、排泄又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。

## 〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
施設入所支援	人	計 画	69	70	69	68
		実 績	72	70	67	67
		計画比	104.3%	100.0%	97.1%	98.5%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
施設入所支援	人	67	66	65

## ■考え方■

・現在の利用定員のほか待機者数、地域移行や高齢者施設への移行による減を参考に算出します。

③ 自立生活援助

【サービス内容】

○障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり)

区分	単位		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
自立生活援助	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈見込量〉

区分	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	人	0	1	1

■考え方■

- ・市内にサービス提供する事業所はありませんが、市外の事業所での利用者1人を見込みます。

## (4) 相談支援サービス

相談支援サービスには、「計画相談支援」「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

### 《見込量の考え方》

- ・現在の利用者数を基に、新規利用者と地域移行のニーズを勘案し、算出します。
- ・サービス提供実績のないものは、1人分の利用を想定し、サービス量を算出します。

### 《確保策》

- ・相談支援専門員などの有資格者について関係機関と連携し確保に努めます。
- ・障害のある人の地域における生活を支援するため、重層的な相談体制の構築を行います。

### ① 相談支援

#### 【サービス内容】 計画相談支援

○障害福祉サービスや地域相談支援などを利用する人に対し、計画的な支援を提供するため「サービス等利用計画」を作成し、サービス利用状況の確認、調整をします。

#### 【サービス内容】 地域相談支援（地域移行支援）

○長期入院や入所から地域生活へと移行する人などに対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談をします。

#### 【サービス内容】 地域相談支援（地域定着支援）

○常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談をします。

〈見込量及び実績〉

(1ヵ月あたり)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
計画相談支援	人	計 画	30	32	33	34
		実 績	31	33	59	70
		計画比	103.3%	103.1%	178.8%	205.9%
地域相談支援 (地域移行支援)	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	0	0	0	1
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
地域相談支援 (地域定着支援)	人	計 画	2	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
計画相談支援	人	30	30	30
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	1	1

■考え方■

- ・ 計画相談支援は、年間利用者数から月平均利用者数を算出します。
- ・ 地域相談支援については、それぞれのサービスについて1人の利用を見込みます。

## 4 地域生活支援事業の見込量と確保策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

**【事業内容】**

○地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

- ア. 教室等開催      イ. 事業所訪問      ウ. イベント開催  
 エ. 広報活動      オ. その他形式

**〈見込量及び実績〉**

(実施の有無)

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	計 画	有	有	有
	実 績	有	有	11/28 実施

**〈見込量〉**

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

**■考え方■**

- ・外見からではわからない障害である聴覚障害について理解を深めてもらう講演会を開催します。
- ・年1回の開催を予定しています。

## (2) 自発的活動支援事業

### 【事業内容】

○障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

ア. ピアサポート\*    イ. 災害対策    ウ. 孤立防止活動支援  
エ. 社会活動支援    オ. ボランティア活動支援    カ. その他形式支援

### 〈見込量及び実績〉

(実施の有無)

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
自発的活動支援事業	計 画	有	有	有
	実 績	有	有	有

### 〈見込量〉

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	有	有	有

### ■考え方■

- ・ボランティア活動等について、必要な支援を行います。

「ピアサポート\*」…ピア(peer,仲間)同じ問題を抱える人が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。

### (3) 相談支援事業

相談支援事業には、「障害者相談支援事業」「基幹相談支援センター等機能強化事業」「住宅入居等支援事業」があります。

#### ① 障害者相談支援事業

##### 【事業内容】

○福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング\*、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

##### 〈見込量及び実績〉

(1年あたり)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
障害者 相談支援事業	事業 所数	計 画	2か所	2か所	2か所	2か所
		実 績	2か所	2か所	2か所	2か所
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談 支援セン ター	設置の 有無	計 画	－	無	無	有
		実 績	－	無	無	無

##### 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
障害者相談支援事業	設置の 有無	有	有	有
基幹相談支援 センター		無	無	有

##### ■考え方■

- ・市内の2か所の相談支援事業所へ障害者相談についての事業を委託します。

「ピアカウンセリング\*」…障害者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合うことにより、辛さを分かち合い、助言し合っていくこと。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業内容】

- 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応をします。
- 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、援助等をします。

〈見込量及び実績〉

(実施の有無)

区分		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計 画	有	有	有	有
	実 績	有	有	有	有

〈見込量〉

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有

■考え方■

- ・社会福祉士等の有資格者を配置し、障害のある人や家族からの相談に対応します。



## ③ 住宅入居等支援事業

## 【事業内容】

- 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居契約手続き等の支援、また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援をします。《入居支援》
- 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援をします。
- 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整をします。

## 〈見込量及び実績〉

(実施の有無)

区分		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
住宅入居等 支援事業	計 画	有	有	有	有
	実 績	有	有	有	有

## 〈見込量〉

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
住宅入居等支援事業	有	有	有

## ■考え方■

- ・障害のある人から寄せられた、住宅などに関する相談に対応します。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

### 【事業内容】

○成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

### 〈見込量及び実績〉

(実利用人数)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	人	計 画	3	5	6	7
		実 績	2	2	3	0
		計画比	66.7%	40.0%	50.0%	0.0%

### 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
成年後見制度 利用支援事業	人	3	3	3

### ■考え方■

- ・支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を対象に、市長名による成年後見制度申し立ての支援を行います。（年間1人を見込む）
- ・成年後見制度を利用している人で、支援がなければ利用を継続することが難しい人を対象に、後見人に対する報酬費用の一部を助成します。（年間2人を見込む）

**(5) 成年後見制度法人後見支援事業****【事業内容】**

- 法人後見実施のための研修
- 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- 法人後見の適正な活動のための支援
- その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援

**〈見込量及び実績〉**

(実施の有無)

区分		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	計 画	有	有	有	有
	実 績	有	有	有	有

**〈見込量〉**

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
成年後見制度 法人後見支援事業	有	有	有

**■考え方■**

- ・成年後見制度における法人後見を実施している法人等に対して、体制の維持や研修に関する費用を助成します。(市内の法人へ委託予定)

## (6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業には、「手話通訳者設置事業」「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」があります。

### 【事業内容】

○手話奉仕員、要約奉仕員を派遣、手話奉仕員を設置する事業のほか、点訳、音訳等による支援事業等をします。

### 〈見込量及び実績〉

(件：実設置見込件数、人：実利用見込人数)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	件	計 画	3	2	2	2
		実 績	3	3	4	4
		計画比	100.0%	150.0%	200.0%	200.0%
手話通訳者 設置事業	人	計 画	－	1	1	1
		実 績	－	0	0	0
		計画比	－	0.0%	0.0%	0.0%

### 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	5	5	5
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

### ■考え方■

- ・手話通訳者設置事業については、費用対効果の面から配置は難しい状況です。
- ・手話通訳者等の派遣事業については、個人での利用を年間4回のほか、団体での利用を1回と見込みました。

**(7) 日常生活用具給付等事業****【事業内容】**

○日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に日常生活動作補助用具を給付します。

**〈見込量及び実績〉**

(1年あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
介護訓練 支援用具	件	計 画	3	3	3	3
		実 績	3	2	2	2
		計画比	100.0%	66.7%	66.7%	66.7%
自立生活 支援用具	件	計 画	11	8	8	8
		実 績	5	12	6	7
		計画比	45.5%	150.0%	75.0%	87.5%
在宅療養等 支援用具	件	計 画	7	4	4	4
		実 績	0	4	2	2
		計画比	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%
情報・意思 疎通支援用 具	件	計 画	10	7	7	7
		実 績	8	4	8	6
		計画比	80.0%	57.1%	114.3%	85.7%
排泄管理 支援用具	件	計 画	754	786	786	786
		実 績	847	801	835	830
		計画比	112.3%	101.9%	106.2%	105.6%
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	件	計 画	1	1	1	1
		実 績	1	0	1	0
		計画比	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%

〈見込量〉

区分	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	8	8	8
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7
排泄管理支援用具	件	829	829	829
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

■考え方■

- ・過去5年間の実績を参考に算出しました。

**(8) 手話奉仕員養成研修事業****【事業内容】**

○聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

**〈見込量及び実績〉**

(1年あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
手話奉仕員 養成研修 事業	人	計 画	－	17	17	17
		実 績	(新規) 1	(登録者数) 15	(登録者数) 13	(登録者数) 13
		計画比	－	88.2%	76.5%	76.5%

**〈見込量〉**

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
手話奉仕員 登録見込者数	人	3	3	3

**■考え方■**

- ・手話奉仕員養成講座の参加者が近年減少傾向にあることから、年間の登録者数を3人と見込みました。

## (9) 移動支援事業

### 【事業内容】

○屋外での移動時に支援が必要と認められた人の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

### 〈見込量及び実績〉

(時間：1年あたり延べ数、人：1年あたり利用人数)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
移動支援事業	人	計 画	37	44	44	44
		実 績	38	33	32	32
		計画比	102.7%	75.0%	72.7%	72.7%

### 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
移動支援事業	人	32	32	32
	時間	916	916	916

### ■考え方■

- ・利用にあたり一定の条件があることから、令和元年度の実績を参考に算出しました。



**(10) 地域活動支援センター機能強化事業****① 地域活動支援センター I 型****【事業内容】**

○精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、創作活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流などを行います。

**〈見込量及び実績〉**

(事業所数：実施事業所数/年、人：利用者数/年)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
地域活動支援 センター I 型	事業 所数	計 画	1	1	1	1
		実 績	1	1	1	1
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	人	計 画	—	—	—	—
		実 績	—	34	33	33
		計画比	—	—	—	—

**〈見込量〉**

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
地域活動 支援センター I 型	事業 所数	1	1	1
	人	30	30	30

**■考え方■**

- ・過去の実績とサービスの支給決定者数などを参考に算出しました。

② 地域活動支援センターⅡ型

【事業内容】

○地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

〈見込量及び実績〉

(事業所数：実施事業所数/年、人：利用者数/年)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
地域活動支援 センターⅡ型	事業 所数	計 画	1	1	1	1
		実 績	1	1	1	1
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	人	計 画		-	-	-
		実 績		32	33	30
		計画比	%	-	-	-

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
地域活動 支援センターⅡ型	事業 所数	1	1	1
	人	38	38	38

■考え方■

- ・過去の実績とサービスの支給決定者数などを参考に算出しました。

**(11) 任意事業**

任意事業には、「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許取得・改造助成事業」「社会参加支援事業」があります。

**① 訪問入浴サービス****【事業内容】**

○居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護です。

**〈見込量及び実績〉**

(人：1年あたり利用人数、回：1年あたり延べ利用回数)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
訪問入浴サービス	人	計 画	3	3	3	3
		実 績	3	3	3	3
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	回	計 画	108	108	108	108
		実 績	112	135	98	95
		計画比	103.7%	125.0%	90.7%	88.0%

**〈見込量〉**

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
訪問入浴サービス	人	3	3	3
	回	100	100	100

**■考え方■**

- ・利用者的大幅な増加が見込まれないことから、令和元年度の実績を参考に算出しました。

② 日中一時支援事業

【事業内容】

○日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常介助している家族の一時的な負担削減を図ります。

〈見込量及び実績〉

(人：1年あたり利用人数、回：1年あたり延べ利用回数)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
日中一時 支援事業	人	計 画	50	35	35	35
		実 績	50	46	44	40
		計画比	100.0%	131.4%	125.7%	114.3%
	回	計 画	4,469	3,072	3,072	3,072
		実 績	4,350	3,226	3,165	3,000
		計画比	97.3%	105.0%	103.0%	97.7%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
日中一時支援事業	人	40	40	40
	回	3,000	3,000	3,000

■考え方■

- ・令和2年度の見込み量を参考に算出しました。

## ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

## 【事業内容】

○自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## 〈見込量及び実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
運転免許取得	人	計 画	0	1	1	1
		実 績	0	1	1	1
		計画比	—	100.0%	100.0%	100.0%
自動車改造	人	計 画	3	3	3	3
		実 績	1	4	3	1
		計画比	33.3%	133.3%	100.0%	33.3%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
運転免許取得	人	1	1	1
自動車改造	人	3	3	3

## ■考え方■

- ・運転免許取得については、一定の条件があることから、毎年1人の利用を見込んでいます。
- ・自動車改造については、年度により利用者数に増減がありますが、過去の実績を平均して、毎年3人の利用を見込みます。

④ 社会参加促進事業

【事業内容】

○障害のある人などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援や援助を行います。

〈見込量及び実績〉

(回：1年あたり開催回数、人：1年あたり延べ参加人数)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
	社会参加 促進事業	回	計 画	20	20	20
実 績			20	20	19	20
計画比			100.0%	100.0%	95.0%	100.0%
人		計 画	90	110	110	110
		実 績	78	53	51	50
		計画比	86.7%	48.2%	46.4%	45.5%

〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
社会参加 促進事業	回	20	20	20
	人	50	50	50

■考え方■

- ・事業の参加者数が少ない状況です。令和2年度の実績と同程度と見込みました。

## 第6章 第2期魚沼市障害児福祉計画

### 1 第1期障害児福祉計画の数値目標の達成状況

第1期障害児福祉計画では、障害のある児童の通所サービスや相談支援体制について令和2（2020）年度末の目標を設定し、障害児向けサービス等の提供体制の確保を計画的に行うための目標を設定しました。

ここでは、第2期障害児福祉計画の具体的な施策を検討するにあたり、第1期計画において施策ごとに設定した数値目標の達成状況を検証します。

#### （1）障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、人材確保や施設設備の基準を満たすことが難しいため、本市単独での設置は難しい状況です。圏域市町での整備について関係機関と協議を継続します。児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、重症心身障害児向けの事業所が1か所整備済です。保育所等訪問支援については、同様の支援として子育て支援センターにおいて、「保育園等巡回訪問事業」を実施しています。

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
児童発達支援センターの設置	設置	検討	検討	検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築	同様のサービス実施	同様のサービス実施	同様のサービス実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保	1か所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保	1か所	1か所	1か所

## (2) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

障害のある児童にかかる保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の確保については、必要に応じて魚沼市自立支援協議会の療育支援部会、支援者会議の活用や、関係機関と連携し協議の場を設置します。

項目	目標値 令和2年度 (2020年度末)	実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置	設置	設置



## 2 第2期障害児福祉計画（令和5（2023）年度に向けた目標値）

### （1）障害児支援の提供体制の整備等

#### ① 障害児支援の提供体制

- 基本指針：令和5（2023）年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
  - ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
  - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	魚沼圏域での設置について検討
保育所等訪問支援の提供体制	0か所	子ども課子育て支援センターにて同様のサービス提供体制が確保されている。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	1か所	確保済

#### ② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

- 基本指針：令和5（2023）年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場等の有無
令和5（2023）年度末時点での協議の場	有
令和5（2023）年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有
考え方（想定される体制等）	
魚沼市自立支援協議会療育支援部会を活用し、保健所、病院、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、保育所、特別支援学校、行政など、必要とされるメンバーが参集し、協議の場とします。	

活動指標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	1人	2人	年間1人から2人の養成を見込む

### 3 第1期障害児福祉計画及び第2期障害児福祉計画における 障害福祉サービスの利用状況と見込量

※平成29（2017）年度の数値の障害児福祉サービスは第4期魚沼市障害福祉計画の計画と実績になります。

※令和2（2020）年度の見込量は、令和2年11月のサービス提供実績を参考に算出しました。

#### ■障害児福祉サービス

児童福祉法による、障害のある児童を対象とした福祉サービスのうち、通所によるサービスである児童発達支援、放課後等デイサービスなどの支給を市町村が行っています。

また、障害児入所支援については、県が行っています。障害児入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスと併せて医療サービスを行う「医療型」があります。

#### （1）障害児福祉サービス（障害児通所支援）

障害児福祉サービスには、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障害児相談支援」があります。

##### 《見込量の考え方》

サービスの見込量については、障害福祉計画と同様に過去のサービス利用実績の推移を基に、事業所の整備状況、新規利用者数などを勘案し算出します。

##### 《確保策》

放課後等デイサービス等の事業所の増加が見込まれることから、関係機関との連携体制の構築が必要です。

また、市内には、障害のある児童を対象とした相談支援事業所が1か所しかないことから相談支援専門員の負担の増加が見込まれます。人材の確保に向けた支援が必要です。

## ① 児童発達支援

## 【サービス内容】

○療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

## 〈見込量及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
児童発達 支援	人日	計 画	7	12	12	12
		実 績	8	0	0	10
		計画比	114.3%	0.0%	0.0%	83.3%
	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	2	0	0	1
		計画比	200.0%	0.0%	0.0%	100.0%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
児童発達支援	時間	25	25	25
	人	3	3	3

## ■考え方■

- ・現在の利用者数に新規利用者の増加を見込みます。

## ② 医療型児童発達支援

## 【サービス内容】

○肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障害のある児童に対し治療及び日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

## ■考え方■

- ・市内にサービスを提供できる事業所がないことからサービス量を見込んでいません。

## ③ 放課後等デイサービス

## 【サービス内容】

○学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められる障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

## 〈見込量及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
放課後等 デイサービス	人日	計 画	130	265	265	265
		実 績	115	242	248	243
		計画比	88.5%	91.3%	93.6%	91.6%
	人	計 画	23	23	23	23
		実 績	13	23	25	30
		計画比	56.5%	100.0%	108.7%	1360.4%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
放課後等デイサービス	人日	323	333	343
	人	33	34	35

## ■考え方■

- ・現在の利用者数30人（うち重度心身障害児5人）に新規事業所分を見込みます。

## ④ 保育所等訪問支援

## 【サービス内容】

○保育所等に通う障害のある児童に対し、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

## ■考え方■

- ・市内にサービスを提供できる事業所がないことからサービス量を見込んでいません。

## ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

## 【サービス内容】

○重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

## ■考え方■

- ・市内にサービスを提供できる事業所がないことからサービス量を見込んでいません。

## ⑥ 障害児相談支援

## 【サービス内容】

○通所サービスを利用する障害児に対して、児の抱える課題の解決や適切なサービスに向けて、相談支援専門員が障害児利用支援計画を作成し、一定期間ごとにサービスの利用状況を確認し、計画の見直し（モニタリング）を行います。

## 〈見込量及び実績〉

(人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) (見込み)
障害児 相談支援	人	計 画	—	2	2	2
		実 績	3	3	5	2
		計画比	—	150.0%	250.0%	100.0%

## 〈見込量〉

区分	単位	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
障害児相談支援	人	3	3	3

## ■考え方■

- ・障害児相談支援は、年間利用者数から月平均の利用者数を算出、加えて新規利用の児童数を見込みます。

**(2) 発達障害のある人等に対する支援（市町村は活動指標のみ）**

ペアレントトレーニング\*など、発達障害のある人の家族などに対する支援の充実を図ります。

**〈見込量〉**

区分	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の 受講者数	人	25	25	25
ペアレントメンター*の人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への 参加人数	人	0	0	0

**■考え方■**

- ・ 支援プログラム等の受講者数については、過去の実績により算出します。
- ・ ペアレントメンターの人数については、過去の実績により算出します。
- ・ ピアサポート活動への参加者数は、実施が未定のため、算出しません。

「ペアレントトレーニング\*」…保護者が子供とのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子供の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

「ペアレントメンター\*」…発達障害のある子供の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことで、発達障害のある子供を持つ保護者に対して、共感的なサポートや地域資源等の情報を提供することができます。

## (3) 障害福祉サービス提供体制の状況

訪問系	居宅介護	対象者	者 児	事業所数	3
	重度訪問介護	対象者	者	事業所数	2
	同行援護	対象者	者 児	事業所数	1
	行動援護	対象者	者 児	事業所数	1
	重度障害者等包括支援	対象者	者 児	事業所数	0
日中活動系	短期入所	対象者	者 児	事業所数	6
	療養介護	対象者	者	事業所数	—
	生活介護	対象者	者	事業所数	6
施設系	施設入所支援	対象者	者	事業所数	3
居住支援系	自立生活援助	対象者	者	事業所数	—
	共同生活援助（グループホーム）	対象者	者	事業所数	12
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	対象者	者	事業所数	—
	自立訓練（生活訓練）	対象者	者	事業所数	1
	就労移行支援	対象者	者	事業所数	1
	就労継続支援（A型）	対象者	者	事業所数	1
	就労継続支援（B型）	対象者	者	事業所数	6
	就労定着支援	対象者	者	事業所数	1

障害児通所系	児童発達支援	対象者	児	事業所数	1
	医療型児童発達支援	対象者	児	事業所数	—
	放課後等デイサービス	対象者	児	事業所数	2
訪問系 障害児	居宅訪問型児童発達支援	対象者	児	事業所数	—
	保育所等訪問支援	対象者	児	事業所数	—
相談支援系	計画相談支援	対象者	者	事業所数	2
	障害児相談支援	対象者	児	事業所数	1
	地域移行支援	対象者	者	事業所数	1
	地域定着支援	対象者	者	事業所数	1

◆対象者の区分

者…18歳以上の障害のある人

児…18歳未満の障害のある児童



## 資料編

## 1 策定委員会検討経過

時 期・期 日	内 容	備 考
令和2年2月	福祉に関するアンケート調査実施	
令和2年4月から5月	計画策定委員の推薦依頼、委任	委員任期：令和2年6月1日から令和3年3月31日
令和2年7月29日	第1回 魚沼市障害者計画策定委員会開催 ・会長、副会長の選出 ・福祉に関するアンケート調査の結果 ・障害福祉計画に係る国の指針の説明 ・計画の基本理念、基本目標について ・スケジュールの確認	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況、評価の報告
令和2年10月15日	第2回 魚沼市障害者計画策定委員会開催 ・計画（素案）の審議	
令和2年10月から12月	魚沼市自立支援協議会、関係団体等への計画（素案）に関する意見の聴取及び事業所アンケートの実施	
令和2年12月18日	第3回 魚沼市障害者計画策定委員会開催 ・計画（素案）の審議 ・障害福祉計画、障害児福祉計画の目標値、サービス提供見込量の変更について ・害の字の表記について意見交換	
令和3年1月	庁内での検討 ・各種計画、事業に関する検討 ・庁議での審議 計画「素案」から計画「案」へ	
令和3年1月12日から2月10日	パブリックコメント実施	
令和3年3月3日	第4回 魚沼市障害者計画策定委員会開催 ・パブリックコメントの結果 ・修正箇所の説明 ・害の字については漢字とする	
令和3年3月	計画の決定	魚沼市議会へ報告

## 2 策定委員会委員名簿

区 分	No.	所 属	委員氏名
1号委員 障害者団体関係	1	魚沼市手をつなぐ育成会	水野貴美枝
	2	魚沼市家族会	井口 正博
	3	魚沼広汎性発達障害親の会「ぴっころ」	坂内 正文
2号委員 教育、医療関係者	4	小千谷市魚沼市医師会	本田 建一
	5	一般財団法人魚沼市医療公社	橘 洋平
	6	新潟県立小出特別支援学校	細井 哲明
	7	魚沼市教育委員会	吉橋 哲
	8	魚沼市子育て支援センター	風間登美子
3号委員 社会福祉施設関係	9	社会福祉法人 魚沼更生福祉会	星 綱男
	10	魚沼地区障害福祉組合	大島 良一
	11	社会福祉法人 魚沼地域福祉会	佐藤ひろみ
	12	社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会	下村 耕平
4号委員 相談支援事業者	13	うおぬま相談支援センター	勝 高太郎
5号委員 学識経験者	14	魚沼市民生委員・児童委員協議会	高橋 富栄
	15	魚沼市情報支援会	松野 義雪
6号委員 関係行政機関等	16	南魚沼公共職業安定所 小出出張所	山口 森栄
7号委員（その他） 自立支援協議会委員	17	魚沼市自立支援協議会	小池 信雄

### 3 策定委員会設置要綱

平成 19 年 12 月 1 日告示第 111 号

最終改正 令和 3 年 3 月 10 日

(設置)

第 1 条 市は、障害者計画及び障害福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定をするため、魚沼市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(平 23 訓令 18・令 2 告示 31・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体又は機関からの推薦を受けた者を含む。）のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 教育、医療関係者
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 相談支援事業所関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関及び市の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、委員の一部をもって開くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉支援課において処理する。

(平 20 告示 43・平 21 告示 43・平 24 告示 41・平 31 告示 54・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 4 パブリックコメントの結果

### 第5期魚沼市障害者計画・第6期魚沼市障害福祉計画・第2期魚沼市障害児福祉計画(案)に係るパブリックコメント募集の結果について

<b>パブリックコメント募集期間</b>	令和3年1月12日から令和3年2月10日まで
<b>提出された件数</b>	0人(団体)、0件
<b>公表資料(結果)</b>	(提出された意見はありませんでした)
<b>結果の公表場所</b>	・魚沼市ホームページ ・市民福祉部福祉支援課 ・北部事務所及び入広瀬分室窓口
<b>担当部署</b>	市民福祉部福祉支援課

第5期魚沼市障害者計画  
第6期魚沼市障害福祉計画  
第2期魚沼市障害児福祉計画

発行 令和3（2021）年3月  
企画 市民福祉部福祉支援課

〒946-8601

魚沼市小出島910番地 魚沼市役所 本庁舎1階

TEL : 025-792-9767 FAX : 025-792-5600

メール : fukushi@city.uonuma.lg.jp